

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年8月10日
新宿区議会

- 辻山座長 時間になりましたので、それでは第38回の検討連絡会議を始めます。

樋口委員が向かっているということで、ちょっとおくれるということです。

それから、加賀美委員が御不幸があったらしいということで、欠席ということでございます。

そのほかはおそろいということで、なお傍聴はいつもカメラを回していただいている和田さんともう一方中村さんが傍聴、それからインターンシップの学生さんが2名傍聴ということでございます。

それでは、早速始めますが、最初に配付資料について事務局から。

- 事務局 それでは、事務局から配付資料の御確認をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

まず、配付資料、次第をめぐっていただきまして、資料1が条例骨子案検討作業チーム担当表になっております。この間、前回の検討連絡会議からそれぞれチーム1は8月9日、チーム2は8月5日、チーム3は8月3日ということで、それぞれの検討チームの作業を行っていただきました。

続きまして、資料2が地域懇談会開催概要ということで、開催結果につきまして、後ほど事務局のほうから御報告させていただきます。

続きまして、資料3が地域懇談会会議録ということで、質疑応答が中心になっておりますけれども、それぞれ3会場で開催されました。それぞれ御意見と回答という形で資料をお配りしております。右上にページが振っておりますけれども、1ページ、すみません、資料番号とちょっと重なってしまいましたけれども、1ページから11ページまでがそれぞれ会場別でまとめた質疑、回答になっております。

そして、右上のページ、13ページからがそれぞれカテゴリー、それぞれ質問の趣旨ごとにまとめた質問と回答になっております。こちらにつきましては、後ほど事務局のほうから概要について御説明させていただきます。

続きまして、資料4が条例素案検討シートになっております。こちらのほうは前文を含めまして、区分の10の条例の見直し等まで、それぞれ各検討チームから御提出いただきました検討シートの一式になっております。これにつきましては、それぞれの検討チームから後ほど御報告をいただきます。

続きまして、資料5が骨子案に対する区民検討会議からの意見要望ということで、前回お配りした資料と同じものになっております。

続きまして、資料6が条例骨子案のパブリック・コメントということで、質問に対しまして各検討チームで回答を作成していただいておりますので、後ほど検討チームから御報告をいただいた後に、検討連絡会議の回答としていいかどうか、確認していただきたいと思います。

続きまして、資料7が条例に盛り込むべき事項三者案比較表ということで、前回から区分の0、前文を追加した形の資料となっております。

そして、資料8が三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の会議結果を踏まえて追記した資料になっております。

そして、資料9が自治基本条例素案の構成案（たたき台）ということで、これから作成される素案のどういうイメージで構成されるかというものを事務局から作成させていただいたものです。こちらについては、後ほど事務局から御報告させていただいて、この内容について御議論いただきたいと思います。

そして、最後に資料10が第37回の検討連絡会議、前回の開催概要となっております。

それと、別紙でA4一枚でチーム3から8月9日の前文に対する調整案というのを追加でお配りさせていただいております。こちらは資料番号は付してありません。

本日お配りの資料は以上のとおりになっております。もしお手元にないものがございましたら、事務局のほうまで申し出ください。

事務局からは以上です。

- 辻山座長 ありがとうございます。

資料はよろしいですかね。

それでは、きょうは大きく分けて4つやらなければなりません。

1つは、既に実施された地域懇談会の結果について御説明をいただいて意見交換をすると。

2つ目が条例素案の検討で、前回積み残した分も含めて、それぞれのチームから御報告を受け

て、素案にまで固めていくという作業。

3つ目がパブリック・コメントについての回答をここで合意するということ。

4つ目が条例素案のいわゆる答申案の形みたいなものを検討すると、こういうことでございます。

では、早速地域懇談会の開催結果について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 それでは、事務局から地域懇談会の開催概要について御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料2のほうをごらんください。

開催概要ですが、それぞれ8月3日、5日、7日、3会場で地域懇談会を開催しました。それぞれの参加人数につきましては、牛込筆筈地域センターが37名、戸塚地域センターが41名、四谷地域センターは26名、計104名の参加者がございました。その右の参加者総数と入っている数字につきましては、検討連絡会議の委員並びに区職員の事務従事者を加えた数になっております。それぞれの内訳につきましては、地域懇談会開催会場ごとにその後ろに牛込筆筈地域センター、戸塚地域センター、そして四谷地域センターということで、個別の内容詳細につきましては、添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

そして、資料3のほうがその地域懇談会の各会場で出された御意見、または御質問とそれに対する検討連絡会議委員からの回答ということになっております。

質問の中身につきましては、多くの範囲について御質問がございましたけれども、その、多くは用語の定義、区民の定義に由来します議会の設置、それから区の代表に関する区民の代表というその区民についての御質問が多くございました。それにつきましては、そこに書かれており、検討連絡会議委員のほうから御回答をいただいております。

また、今申し上げました中身につきましては、パブリック・コメントの中でも多く御質問いただいている点でございますので、後ほど回答を作成した検討チームから御報告いただけますので、その内容について、その趣旨の回答でいいかということはこの検討連絡会議の場で確認していただきたいと思います。

事務局からは以上です。

- 辻山座長 ありがとうございます。

ここに出ているのは、この会場で既に皆さんがそれぞれお答えになったものが載っているわけね。

先ほど始まる前にずっと見させていただきましたけれども、すごい真剣な議論しているという感じがしますですね。私たちの議論の経過の中でも、ちょっと詰めが甘いというか、まだ論点が残っているところは、さすがに切り込まれているなというようなことも感じましたけれども、大変御苦労さまでございました。

ここの回答とパブリック・コメントへの回答の趣旨については、後でやるということでございます。

それでは、質疑応答はそれでいいわけですね。ここでやりますか。

- 事務局 この中身ではなくて、地域懇談会について、何か御感想等ございましたら少しお話いただければと思います。

- 辻山座長 どうでしょうか。

参加されて、または説明し、回答者に回って何か感想、意見等ありましたら述べておいていただきたいと思いますが。

特になければ、私は現場にいなかったのですが、感覚がちょっとわかりませんが、相当きちんと読み込んだ質問が来ているなと思ひまして、それでこうやってばらばらと見ましたら、やはり地区協議会の方が中心になって、参加されているという感じがいたしますので、言ってみれば物好きで来たという人ではないのだなということにはわかりました。

具体的な意見の出し方については、またパブリック・コメントへの回答のところで意見を述べたいと思います。

特になければ、2番目の条例素案の検討及び確認についてというところにいこうかと思います。各検討チームにそれぞれお願いをしておりますので、最初に区分0：前文について、これを扱おうと思います。

これはどなたが。

お願いします。

○菅野委員 それでは、前文につきまして、チーム3の検討結果を御報告をいたします。

まず、資料4をごらんいただけますでしょうか。

こちらに検討シートということで、前文ということで、チーム3のシートの検討日が8月3日となっております。こういった形で一度まとめをさせていただいたところでございますけれども、その後いろいろ御意見をまた調整をさせていただきまして、先ほど、すみません、本日机上に配付をさせていただいております一枚の紙がございますと思うんですが、左上に前文ということで、チーム3、8月9日調整案という資料を恐縮ですが、対比でごらんいただければと思います。資料は大丈夫でございますでしょうか。

それでは、読み上げをさせていただきながら説明を加えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり多き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

1947年（昭和22年）に牛込・四谷・淀橋の三区が合併して誕生した新宿区は、江戸城につながる市街地として計画的に発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

「私たちの新宿区は」、ここで四角に囲ってございますのは、四角がその次と次と3カ所あると思うんですが、3カ所もあるということで、ちょっと検討したほうがいいんじゃないかという意見が出まして、逆にこういった形にするのであれば、1つ上の「1947年に」のところに「私たちの新宿区は」としたほうが落ち着くのではないかという意見がございましたので、四角で囲ってございます。

「私たちの新宿区は、いま、名実ともに首都東京の中心に位置し、さまざまな目的を持った人々がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や活動の場となり、日々、変貌を遂げながら」、先ほどちょっと読んでいまして、この「も」なんですけれども、「日々、変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています」、「も」を取ってもいいのかなと、すみません、先ほどちょっと思いました。

「私たちの新宿区は、人々が営々として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまち」、骨子案ですと、「まちです」となっているんですが、ここは「まちであり」つなげております。

「この地を舞台に活躍した文学界をはじめとする」、ここで「きら星の如き」をカットさせていただいていますのは、ちょっと御意見ございまして、「きら星」というのは「きら星の如く」を誤り続けた語と解説している国語辞典もあり、使わないほうがよいのではないかという御意見がありまして、全体的にもトーンダウンするような気がするという御意見がございまして、削除しております。

「はじめとする幾多の人材は、私たちの貴重な文化的財産です」というところを6行目と重複しているのではないかとということで、削除をして、「幾多の人材を輩出しています」としております。

「私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り開く新しい文化の発信源として、進取の気性に富んだまちであり」、「不屈とも言える」というのをカットをして、「無限のエネルギーに満ち満ちた」というのが若干重ねているのがどうかということで、「エネルギーに満ちた庶民のまちでもあります。こうした歴史的・文化的遺産は」、ここの「地域的」というのが意味がいま一わからないんじゃないかということで、「文化的遺産や風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです」としました。

「いま、待望久しかった」、ここをカットさせていただいています。「待望久しかった」をカットさせていただいておりますのが「いま」という文言がふさわしくなく、区民が本当に待望していたのか、疑問であるという意見がございまして、「いま、私たち新宿区民が待ち望んでいた地域の自治の時代の幕が開けようとしています」、「地域主権の旗印の下に」、こちら案として削除をさせていただいておりますのは、先ほど説明がございました懇談会におきましても、基本理念の市民主権というところに大分市民と区民という整合性が図れてないのではないかという意見がございまして、案としては削除をさせていただき、そのかわり（１）、（２）となっておりますけれども、ここは案でございまして、だったら憲法で保障された住民自治を実現していくためですとか、成熟した市民主権の下にというような形にさせていただいて、「新宿区が持つ特性を生かしながら」、「何よりも」をカットして、「安全・安心な社会の構築」というのを後段に持ってきてまして、ここではカットしまして、「安全・安心な社会と持続可能な社会の実現」で

はなく「構築を願ひ」、「情報の共有や区民参加の促進を図って、しっかりとした」を削除をしまして、「大地に根ざした地域自治を」、「この地」ではなく、「この新宿」に「花開かせる役割は、私たち新宿区民一人一人に課せられた大きな使命です」。

「私たち新宿区民は、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します」。

「私たち新宿区民は、世界からこの地に集う人々が持つ多様性を認めあう多文化共生社会を目指すと共に、新宿区の優れた歴史や文化を継承し」、「一人一人」の後段の「一人」を漢字から平仮名に直しまして、「一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創りあげる決意」、この「自治の光りは新宿から」というところが一度削除をさせていただいているんですけれども、ここにつきましては議論をさせていただければいただくほど賛否ございまして、反対のほうは前段御説明がありました闇市の関係でどうなのかという慎重論もございまして、また自治基本条例については、いろいろな自治体で策定はされている今現在で、むしろないほうが際立ってくるんじゃないかというような御意見もちょうだいしまして、ここはぜひ本日御議論いただいて、決定をしていただきたいと思うんですけれども、一応ここでは削除させていただいております。

「決意を込めて、ここに自治の最高規範である条例を制定します」という形で一応まとめをさせていただいたところでございます。

附帯意見といたしまして、全体的に自治への自覚ですとか目指す自治の姿、地方政府としての決意、これはもうちょっとコンパクトにして、歴史、文化をもう少し盛り込んだほうがいいんじゃないかという御意見もちょうだいしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

では、最初に議論のテーマを決めずに、全体的にまず意見があればお伺いしましょう。

どうぞ。

○山田委員 今、チーム3の一枚の紙の提案がありましたけれども、私はチーム3なんですが、それで私が参加をして決めたのは、きょう別の条例素案の検討シートであって、チーム3の名前で出てますけれども、これは私きょう初めて聞くことなので、これはどこで調整したの。だれがどこで調整したの。

○菅野委員 検討シートの内容で、チーム3の委員にお示しをして、ちょうだいをした意見を今ここに入れさせていただいているんですけれども、これで決定ということではもちろんございせんので、また恐縮なんです、土壇場でちょっといろいろまた調整が入りましたので、また御議論いただきたいと思うんですが。

○山田委員 議論するのはいいですけれども、要するにここに出されるのはそれぞれの作業チームでまとめた案が出てくるんじゃないですか。どこで議論したのか、よくわからないけれども、あたかもどこかで調整したようなやつをチーム3の調整案だといって出すというのは、ルール違反じゃないですか。

○菅野委員 すみません。調整案という文言がチーム3の調整案ということで適当ではないということなんですけれども、こちらの専門部会のほうで各委員からちょうだいした意見を専門部会のほうで入れ込みをさせていただいて、3日の段階では検討シートの状態だったわけなんです、その後に多数御意見をちょうだいしましたところを専門部会のほうで手直しをさせていただいて、本日お示しをさせていただきました。チーム3の調整案ということではございせん。専門部会案ということでございますが、各委員からちょうだいした意見を踏まえて調整をさせていただいたものでございます。

○山田委員 ちょっと繰り返しますけれども、作業チームで真剣に議論したのが突然変わって出てくるというのは、おかしいと思うんですよ。そういうことだったら、作業チーム3を開いて、議論してまとめればいいわけであって、作業チームで議論したその結果を全くというか、変えるような形で提示するというのはおかしいですよ。

○野尻委員 私が把握している内容はちょっと違うのでございます。

8月3日に区民検討会議案と議会案、試案ですね。相当意見を交わしました。それで、結局ど

ちらを基本的に置くかということもなかなか平行線で、決まらないといいますが、すべてをそれでは専門部会のほうで引き受けましょうと、それで私は個人的にゆだねていると思っておりまして。ですから、それで専門部会のほうで検討してくださったものがまたお示しくございましたので、ちょっと意見を申し上げたところでございます。それで、こういうふういきょう出てきたのかなと思っております。

- 山田委員 私は、菅野委員に言ったのは、要するに私はこういうふうに思いますと。それで、あとは専門部会のほうに調整をお願いするけれども、要するに私がもらっているやつと違うんだったら、出す前に教えてくださいというふうな、これは内々の話ですけども、そういうふうな要望をしてあるわけですね。変わるんだったら、当然そういう私の要望を受けとめていただいて、要するに出す前に見せていただきたいというふうに思うんですよ。そういうふうなことを含めて、専門部会にお任せしたのであって、こういうふうなやり方というのは根本的に間違っていると思う。

- 辻山座長 明らかに手続的には、私も今聞いていて、ちょっと無理があったんじゃないかという感じを受けてますが、ちょっと質問ですけども、検討シートで配られているこの素案に盛り込むべき事項の前文というのは、8月3日の検討チームの結果、専門部会に一応一任するよみたいなやつの結果が載っているわけ、それともあのときに出た議会側の意見をそのまま載っているわけ、これは何が載っているんですか。

- 菅野委員 ちょっと手続的にあれだったんですが、むしろ逆に8月3日はチーム3の検討を踏まえ、専門部会にお預かりをしてつくったのが8月3日の骨子シートでございまして、それをそのままというのももう一度開ければよかったんですけども、ただ時間がなかったものですから、メール等で委員にお渡しをして、御意見をちょうだいしたわけです。

そこをいろいろ御意見いただきましたけれども、これでいきますという話であれば、このシートを今回お出しできたんですけども、時間的にも本日お示しをしなければいけないという状況の中で、いろいろ意見をちょうだいした中で、その検討シートを8月3日の状態のまま、ただお出ししますと、それはそれでいろいろ御意見をちょうだいした委員から、何だったんだというお話になるのかなと思いますので、ですからこれを踏まえてもう一度チーム3を開いて、きちんとまとめて検討シートでお出しするのが手続上というか、正しかったのですが、ちょっと時間の関係で、こういった形でお示しをしてしまいまして、そこについては手続上時間の関係もございましたが、通常のやり方からしますとチーム3の総意ではないということで、そこは申しわけなく思っておりますので、ただ案でございまして、検討シートのところのほうがいいというところで、きょうの訂正部分はそれはそれで違うんじゃないか、要らないんじゃないかという御意見もちょうだいできれば、またまとめられるかなというところはございませんですが、何しろ多数意見をちょうだいするものですから、専門部会としてこれはこうですよというところでかっちりやってしまったでもいいんですけども、それはまたお示しして、また御意見ちょうだいするのは、ちょっと無視をできないものですから、こういった形になってしまいました。いずれにしてもちょっと通常の手続的にはおかしい形でお出しをしてしまいましたので、そこは申しわけないと思います。

- 辻山委員 どうぞ。

- 久保委員 それで、この調整案として出されたもの、これについて意見を今言っちゃっていいのかどうか、迷っちゃったんですよ。

- 辻山委員 それをちょっと今お諮りしようと思いましたが、手続的には今説明があったように、時間的な制約の中で少し無理があったということも認めておられて、この調整案と書いてあるのは、シートについての各委員の意見をできる限り反映させておこうということでまとめたものだというので、あくまでもこれはチーム3の案というわけではないと。

さて、そこで、だけれども、そのような情報を前提にして、この状態で、つまりシート及びきょう出された机上配付の分で、ここで議論しましょうかということをお諮りをして、いいだろうということであれば、それぞれの意見について皆さんからの反応を聞いていくと、こういうことにしようかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

山田委員。

- 山田委員 時間がないとか、メールは私のところに来てませんけれども、メールで送ったという、そういう話がありますけれども、時間がないというのは、だれがそういう判断をそもそしたのかというふうには私は思うんですね。時間はつくらなければ、なかなかいつでも自由に何かできるという人はいないわけですから、いろいろな仕事の中で時間というのはつくっているのであって、時間がないというのは全然理由にも何にもならない。

それから、あくまでもここへ提起されるべきは、この検討シートのほうであって、検討シートについて、こういうふうな意見がありましたということだったら話はわかるんですよ。こういうふうな意見がありましたというんだったら、そういう意見はいろいろあるわけですから、ただあくまでもきょう議論していただくのは、それは検討シートのほうで、こういう意見も含めて議論しましょうということなら、それはそれで結構です。

- 辻山座長 菅野委員は。

- 菅野委員 今、私も申し上げようと思っていたんですが、本日の議論はそれを踏まえていただきまして、検討シートのほうで御議論いただいて、先ほどのものも御意見としてちょうだいして、この場でお話し合いしていただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 辻山座長 それでよろしいですか。

じゃ、検討シートがチーム3の案として提出されていると、これについては右に置いてあるようないろいろな意見もありましたよということでございますけれども、このシートについて御意見を伺うことにいたしましょう。

久保委員、ありますか。
どうぞ。

- 久保委員 調整案のあれがあったんですが、その点でまずお伺いしておきたいことが1点あるんですが、第3パラグラフ、第4、第5パラグラフの冒頭が「私たちの新宿区は」という括弧書きが3つ並んでいるので、第2パラグラフのところの主語にしちゃうという説明だったんですが、そういう形で第3、第4、第5は取っちゃうと、あくまでも第2のところはこの主語を置いて、ずっと第5まで流したいんだという説明だったのかどうか、確かめておきたいんですが。

- 辻山座長 どんなことでしたか。

- 菅野委員 先ほどの説明といたしましては、第2パラグラフにも「私たちの新宿区は」というのをつけたほうがいいんじゃないかという形で説明をさせていただきました。

- 久保委員 座長、わかりました。

そうすると、3つ並んでいるのがちょっと何となく重苦しいから、これを取って第2のところ で全部やっちゃうというのではなくて、逆に4つにしちゃうと、こういう意味ですか。

- 辻山委員 どうぞ。

- 佐原委員 これは私どものほうからの意見なんですが、最初の段階ではこの第3段階の冒頭、第4、第5の冒頭に「私たちの新宿区」が3つ続くので、何かいい文言はないかと、もしそうでなければ、第2の「1947年」に同じようにつけたほうが落ち着いたのではないかと、こういうふうな意見を出したところです。

- 辻山座長 そうすると、佐原委員のは何回も出てくるのを減らそうという発想なわけですね。

- 佐原委員 そこも含めて検討していただきたいということで。

- 辻山座長 どうですかね。

山田委員、どうぞ。

- 山田委員 第2パラグラフのところに「私たちの新宿区は」という文言を入れて、それに合うよ

うな文章にするというのは、私はそうしてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、要するに繰り返し、繰り返し「私たちの新宿区は」というふうに言っているのは、要するにそういうふうな意味合いを強調したいという、そういうことだというふうに思うんですね。

それから、下のほうでは、上のほうは「私たちの新宿区は」ですけれども、下の2つは「私たち新宿区民は」ということを言っているわけですよね。一番最後のパラグラフの「私たち新宿区民は」ということを言っているというのは、要するに繰り返し、繰り返し言いながら、自治の中心は新宿区であり、新宿区民であるということを強調したいというふうな意味合いだというふうに思いますので、繰り返し、繰り返し言うのがしつこいということであるならば、むしろそういう目的のほうは達せられているんじゃないかというふうに思います。

○辻山座長 どうぞ、木全委員。

○木全委員 1点、ちょっと「私たち」の使い方について、関連でちょっと思うんですけれども、「私たちの新宿区」というときはわかるんですけれども、「私たち新宿区民」というと、この条例の中で「私たち」というのは、区民も区議会も、あるいは行政も含めて「私たち」というふうに定義していて、その上「私たち新宿区民」というと、改めてまた新宿区民ということで、同じ「私たち」の中、ものが2度重ねて表記されているので、「私たちの新宿区」というときには、まだ理解ができるんですけれども、「私たち新宿区民」というのは、「私たちは」というふうに、あえて「新宿区」を入れないでもいいんじゃないかというふうにちょっと考えているところです。

○久保委員 今の問題は、山田委員が言われたように、これからみんなでまた知恵を出してうまくやればいいと思うんだけれども、同じ言葉を並べることによって、強調するんだという意味というのは、僕は非常にあるんだなというような気はします。

わずか1,000字の中で、言いたいことの思いをすべて言いたいんですよね、前文は。だけれども、そんなことはできない前文の性格上、「私たちの新宿区は」という思いですべてを言いたいという感じがするんですね、第3で検討された中で。だから、そういう意味合いで使うんだということについては、みんなが合意できればうまくできるんじゃないかと思っています。

あと1つ第3パラグラフの「も」を取るという話があったですけれども、これは僕は議会の小委員会でも絶えず主張してきたことなんです、も」は取るべきだと思っています。

なぜかといったら、簡単に言うと「も」というのは2通りの使い方があるけれども、主に日本人は2番目の矛盾した言葉をつなげるときに使うのが日本人は多いんですね。具体的に言ったら、「狭いながらも楽しい我が家」というのが象徴的なんです。その「も」の使い方、日本人はこっちのほうに「も」を使うんですね。ですから、ここでは「変貌を遂げながら活力のある」と入れると素直だけれども、「も」を入れちゃうと、「活力がある国際都市」というのをもっと違った言葉にしないと、何かすっとんと落ちないから、「も」を取るのはいいいんじゃないかと思っています。

最後に、これはずっと主張ですけれども、「市民主権の旗の下に」を取っても構いませんけれども、僕は妥協案のように、(1)、(2)で、(2)の中の「成熟した市民主権の下に」という形で「市民主権」という言葉がこの私たちのつくった自治基本条例の中で、1カ所でいいから、どういう形でもいいから載っかってほしいという願望があります。

もう一度最後に言いますけれども、少なくとも近代民主主義政治社会を象徴する言葉だと思っています。全世界的に強調する言葉であって、これは村民主権とか県民主権とかと、あるいはロサンゼルス市の市民の市民主権とかと、今後の問題ではなくて、あくまでも現在の私たちがいる自治を求めている世界の公権力に対する個々人の権利を主張する言葉はこれ以外にないんだと思っていますので、これ以上言いませんけれども、どういう形でもいいから、市民社会というこの最後に入れて、「成熟した市民主権の下に」と入ったら、こんなうれしいことはないなと思って、情緒的な言葉でけんかしたくないから言います。

○辻山座長 どうぞ。

○佐原委員 先ほどの四角に囲った「私たちの新宿区は」、これは別段どうしてもということではありませぬので、今理由を聞いて意味を強調するんだということがわかりましたので、何が何でもという気持ちはありません。

今の「市民主権の旗印の下」、ここは少しもうちょっと議論していただきたいなと思っています。3回の懇談会の中でも、どうしても市民と区民との言葉で整合性がないという意見が出され

ていますので、話はすごくわかるんですが、御議論をお願いしたいと思います。

- 辻山座長 ちょっと途中の整理をしますけれども、先ほどの「も」、「変貌を遂げながらも」、これはどうですか、取るということでいいですか。

じゃ、まずそう決めましょうね。

それから、「私たちの新宿区は」というのが繰り返しになっているんだけど、これを繰り返しはくどいというよりも、むしろ思いを強調するという効果があるんだという考え方でよろしいか、その場合に4つ目まで、つまり第2パラグラフまでいくかどうかということもありますが、第2パラグラフまで入れるとすれば、この主語は「誕生した新宿区は」と言ってますので、相当大的な修正が必要になるということがあるうかと思うのと、さすがに4つ目になるとくどいかなと、さすがに私もそういう印象を持ちますが、そこをまずどうでしょうか。

どうぞ。

- 佐原委員 第2段階の「私たちの新宿区」はこだわりません。

- 辻山座長 よろしいですか。

第2パラグラフはこのまま、原文のまま、「私たちの新宿区」になるプロセスを歴史的に紹介したものだというふうに考えればいいかなとも思いますが、そして「私たちの新宿区は」という主語で3つのことが語られていると。その中で幾つかの御意見が出ていて、この文章の文字の修正ということが幾つか行われておりますけれども、そのことも含めてどういう文章がいいかということについて御意見を伺います。

どうぞ。

- 小松委員 「私たちの新宿は」のところで、「人々」が2回出てきているのが少し私は気になったんですけれども、いいのかどうか。

「さまざまな目的を持った人々がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や活動の場となり」というのは、このままでいいのかどうか、あるいは「さまざまな目的を持った多くの人がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や」というふうに「人々」を1つにするというほうが文章的にはきれいかなという気はするんですけれども。

- 辻山座長 いかがでしょうか。

- 久保委員 確かに、小松委員が言われたとおり、「人々が」という言葉が多いことは事実ですね。この上のほうでなくて、真ん中辺もそうで、「人々」が多いことだけはちょっと気になる感じがしますね。

- 小松委員 私の場合だと、ここ、「さまざまな目的を持った多くの人がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や活動の場となり」というぐらいに、「人々」を1個にするかなと思いますけれども。

- 辻山座長 集っているわけですから、「人々」であることは間違いありませんね、単数であることはない。

どうですか、「さまざまな目的を持つ多くの人々が」ですか、「持って多くの人がこの地に集い、国内外の人の日常生活や活動の場となり、日々変貌を遂げながら」。

どうぞ。

- 土屋委員 そうしましたら、「国内外の人々がさまざまな目的を持ってこの地に集い、日常生活や活動の場となり」で一つにまとめることができるんじゃないかと思うんですけれども。

- 大友委員 私も同じ意見で、「国内外の人々の日常生活」というので、外国、国内とか国外の人々から来た人なんじゃないかということですよ。だから、「の人々」というと何かおかしくなっちゃう。

だから、さっき言ったように、国内外から来た人ということで、「国内外の人々がさまざまな目的を持って集い、日常生活や活動の場となり」というのが一番素直に入ってくるんじゃないかなと。

○辻山座長 どうぞ。

○山田委員 收拾がつかなくなりそうなので、要するに前文には新宿区のこの地域が持つ特徴を最大限入れようというふうな、そういう大まかな合意が前段にあったわけですね。

それで、新宿区は3万5,000の外国人がいる、1割以上いる。それから、国籍で言うと今107カ国か108カ国か、100カ国を超えているということで、要するにそういうふうな多くの外国籍を持った人がただここへ来るということだけじゃなくて、この場所で、私たちの周りで生活をしているんだと、そういうふうなことをこの文章は表現をしているというふうに思うんですね。

だから、単にどこからかたまたま来るという、そういうことじゃなくて、一緒に生活をしているんだという、そういうことだというふうに思います。

それから、ちょっとついでにといひましょうか、発言したついでにもう一つ私はちょっと提起をしたいことがあるんですけども、よろしいでしょうか。

○辻山座長 どうぞ。

○山田委員 次のパラグラフなんですけれども、第4パラグラフにありますけれども、2行目から「この地を舞台に活躍した文学界をはじめとするきら星の如き幾多の人材を私たちの貴重な文化的財産で」、これについて修正文がちょっと出ておりますけれども、これは後で議論するにして、ちょっと提起をしたいのは、夏目漱石だとか小泉八雲だとか坪内逍遙なんか代表される人がこの地に住んでいるということを作業部会のほうでも、一言それがわかるような、そういうニュアンスが伝わるような、そういう一文を入れたほうがいいんじゃないかということで、新しくこの文章は入っているわけですが、いろいろ議会の中で議論をしたら、これは別にそう決めたということでは必ずしもありませんけれども、むしろ夏目漱石は入れたほうがかえっていいんじゃないかというふうな声の一つありました。

それから、夏目漱石1人だけでなく、小泉八雲も入れるということでもいいんじゃないかという声もありましたし、そうだとするなら、私は漱石、八雲、逍遙というふうな形で入れてもいいんじゃないかというふうに思って、したがって要するにそういう言うなれば固有名詞を例えば文学界という、そこをとってそういう名前が入るというふうになると思うんですけども、そういうことをしたほうがいいのかどうかということをちょっと御意見としてお聞きしたいなと思います。

○辻山座長 2つのことが出てますので、どうぞ。

○久保委員 最初の1つのことなんですけれども、大友委員と土屋委員が言われた点ですが、僕は非常にいいんじゃないかと思ったのは、第3パラグラフが言いたいことは、まず首都東京の中心にあるんだということ、新宿区が。それから、国内外の人々がというのもやはり言いたいことなんです、新宿区の性格をあらわすには。

そして、最後にだから国際都市と、この3つを言いたいんだとしたら、最初に土屋委員が言われたように、名実ともに東京の中心に位置し、そして国内外の人々がというのが主語にここにぼんと出てくるのは、非常に新宿区を言いあらわす言いたいことだと思って、僕はそれがいいなと、それでその後に「さまざまな目的を持ってこの地に集い」とつながるというのは、非常に素直でいいような気がしました。だから、大友・土屋委員のお二人の合作には、僕は賛成です。

○辻山座長 どうぞ、野尻委員。

○野尻委員 初めは議会案、試案のほうでは国内外というのが先に出てきているんですね。逆に「さまざまな目的を持った人々」がその後に来ていまして、それを逆にしてくださったのが専門部会なんですけれども、「この地に集い」の「集い」というのが集散の地となってということで、それで集まったり散ったりというのは、散るという余りニュアンスがよくないので、「集い」にしようかという話になったので、これは逆にという話ではなかったんですね。ですから、すぐに「名実ともに首都東京の中心に位置し、国内外の人々の日常生活や」とつながっていましたので、最初は。ですから、そのようになって結構だと思います。

○辻山座長 「この地に集い」というのは、後から入ったという御趣旨で今御発言されましたか。

○野尻委員 きょうの資料の7をごらんいただけますか。

条例に盛り込むべき事項三者案比較表、前文、議会案の2つ目のパラグラフのところですね。このとおりまたもとに戻ればいいということですね。

3行目が「人々の集散の地」とございますので、この「散」は余りニュアンスがよくないので、「集い」にしましょうという話になりました。2つに分けて、ちょっと意味合いが違いますので、いただくといいかなと思います。

○辻山座長 最初の議会案をちょっと参照していただいて。
どうぞ。

○大友委員 どうも私がこだわっちゃうのは、「国内外の人々」というのが国内外に住んでいる人という形でちょっと考えちゃうような表現になるのかなと思うので、逆に要するに調整案の中になっております「さまざまな目的を持った人々がこの地に集い、日常生活や活動の場となり」というふうに流れを追っていくことにして、「国内外からさまざまな目的を持った人々がこの地に集い、日常生活や活動の場になり」というふうに言ったほうが要するに集って、そのこのところで日常生活や活動の場になったんだよというようなことで、順番がきちっといくんじゃないかなと思うんですね。

議会案の最初の案でいくと、要するにこれが逆転しているわけだけれども、「国内外の人々の日常生活や活動の場となり、さまざまな目的を持った人が集散し」というふうに書いてあるから、だからそれでやると、本当は集って、そして日常生活では活動の場になったと、こういうふうな順序になるから、それは国内外からみんな来た人なんですよということでもいいんじゃないかなと。

ですから、「さまざまな目的」の前に「国内外から」で「人々がこの地に集い」でいいかなと思うんですが。

○久保委員 何だかんだ言っても、原案の原案の原案を書いた山田委員と発言された土屋委員、大友委員、野尻委員にお伺いしたいんですが、皆さんおっしゃっていることはもっともだと思うんだけど、ちらっと大友委員も言われたけれども、この中で「日常生活や活動の場となり」という言葉はどうしても入れなきゃいけないんでしょうかと、そういうものがこの人たちがさまざまな目的を持ってこの地に集って、その結果、活力ある国際都市としての重要な存在感を示されたということで、「日常生活や活動の場となる」という抽象的な言葉は要らないんじゃないんですかと、そのほうがすっきりしませんかと、4人の発言した方に聞きたいんですが。

○辻山座長 山田委員。

○山田委員 私はさっき申し上げたとおりですけれども、要するに新宿区の特徴として、さっき言ったようなことがあるわけですね。みんなが理解しているようなことがある。それを前文の中に新宿区の特徴として表現をするということで、こういうふうな一文が入ったということで、要するに国内外の人々、特に国外の百何カ国の区民がこの地で生活をしているんだということを新宿区の特徴として言いたいということで書いていることだというふうに思うんです。要するに、ただ外国人がたくさん来ますよという、そういうことで、そういうこともあるわけだけれども、そういうことだけじゃないと。

○辻山座長 どうぞ。

○土屋委員 先ほどから何回もちょっと読み返してみたんですが、何か外から来る人だけで新宿区ができたような印象を得てしまうので、ここには前から住んでいる、新宿区にずっと根を張った人たちも、一緒になって活動をして、今の新宿区があるんだよというようなニュアンスを入れないと、ここだけだどうしても何か本当に外から来た人だけでつくった新宿区という印象がしてしまうような気がするんですが。

○辻山座長 個人的な意見は同じで、もし「から」と入れるのであれば、「この地に集い、ともに日常生活や活動の場をつくってきたんだ」と書こうという提案をしようと思いましたが、「ともに」はその1行上にあるのよ、「名実ともに」と。意味は違うんだけれども、何かくどいなと思ったりして、そういう意味では国内外の人々が……。

どうぞ。

○木全委員 少し文章が組み合わせが変わってきますけれども、うちの文書法制の担当がチェックした中では非常にこのところがわかりづらいということがあって、文書法的な観点から少し直してもらったところがあるんですけれども、「私たちの新宿区は、いま、名実ともに首都東京の中心に位置し、国内外の人々が日常生活を営み、活動をし、さまざまな目的を持った人々が集散する地となって、日々変貌を遂げながら活力のある国際都市として重要な存在感を示している」ということで、「日常生活を営み、活動をし」というように今「日常生活」と「活動」というのが両方「場」に係っているのか、あるいは「日常生活」って単語なのかというのちょっと明確じゃなかったりするところがあるので、まずは日常生活、ここに住んでいる人たちが日常生活を営んでいるんだと、また活動をしているんだと、その上でさまざまな目的を持った人々が集まってくる土地となっているというような表現に少し組み合わせが変わりますけれども、まずそこで住んでいる人、活動する人、それからそこに集まってくる人というようなつくりに変えたらどうかというようなことで、若干うちの文書法制のほうからは提案が出ているところでございます。

○辻山座長 冒頭ちょっともう一回言ってくれますか。

○木全委員 「首都東京の中心に位置し」というところまでは一緒でございます。

その後、「国内外の人々が日常生活を営み、活動し、さまざまな目的を持った人々が集散する地となって」以下、「日々変貌」につながっていくということですが、

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 今のおっしゃった例えば「日常生活を営み」だと、「暮らし」とすれば一言で終わると思いますけれども。

○辻山座長 「国内外の人々が暮らし」、なるほど。

○小松委員 「日常生活を営み」というふうな表現にされるのであれば、それは「暮らし」と。日常生活を営むことは暮らすことだから。

○辻山座長 どうですか、木全委員の提案。

○久保委員 非常にいいと思うんですが、その後にもまた「人々」が入るのだけはちょっとやめてもらって、それは土屋委員が言われたように、あれは「さまざまな目的を持って」のほうですっきりするような気がします。「人々」が2つつながるのはちょっと重いです。

○辻山座長 これは「人々」は違う人々であることは想定されているんでしょう、最初と後半と。

○野尻委員 「国内外の人々がともに」というのは入りましたでしょうか。

○辻山座長 いいえ、それはまだ合意が取れていません。

○野尻委員 「国内外の人々がともに暮らし、活動し」と、そうすると「ともに」ということでもすし、「暮らし」ということも今既に住んでいる人たちもということが強調されますので。

○辻山座長 とともに暮らし、活動し、さまざまな目的を持った人々が集散する地」となって。

○野尻委員 この人々は違いますので、暮らす人々ではないということ、ですからもし「人々」がよくなければ、「さまざまな目的を持った多くの人がこの地に集い」でしょうけれども、人々...
...

○辻山座長 いいですか。

久保委員、2回出てくるのを飲みますか。

- 久保委員 僕は、それだったら「人々」でなくていいと思うけれども、「人」でいいと思うんだけれども、「人々」と複数形をあえて強調しなくても、さまざまな目的を持っていたら1人ではないはずだから、「人」でいいんじゃないですかね。
- 辻山座長 「人」でいきましょうか。
そこは「人々」でいいんですね、「国内外の人々」。
- 久保委員 ただ、身近なところに「人々」が2つ続くというのが何かかったるいんですよ。特にきょうは暑苦しいから、本当に暑苦しくなっちゃうんだよ。「多くの人」でいいね。
- 辻山座長 「目的」のところですか、「さまざまな目的を持った多くの人が」。
どうぞ。
- 佐原委員 今のところなんですけど、あそこ3チームでもちょっと出たと思うんですが、今3段目の2行目ですが、「この地に集い」を「この地に集散し」という文言が今入ろうとしているんですけど、この「集散」という言葉は先ほどあったと思うんですが、散ったり、集まったり、散ったり、集まったりということなので、散るという言葉よりも集うということに絞って使ったらどうだというふうな意見が出ていたと思うんですが。
- 辻山座長 にもかかわらず3を入れているという意味はきっとあるんでしょう。通過者も含めた大都市なんだよということで、それで多分木全委員はあえて「集散」を持ってきた。
- 木全委員 そこは余り散るが必要ないということであれば「集い」ということで構わないと思います。その辺はこだわりませんけれども。
- 辻山座長 「集散」でいいですか。
記録は大丈夫でしょうかね。読みましょうか。
「私たちの新宿区は、いま、名実ともに首都東京の中心に位置し、国内外の人々がともに暮らし、活動し、さまざまな目的を持った多くの人が集散する地となって、日々変貌を遂げながら、活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています」、実にたくさんのことを一文で書きましたね。
- 山田委員 私は、「国内外の人々がともに暮らし、活動をし」というのは、そのとおりなんですけれども、要するに文章として何かちょっとごろが合わないといいましょうか、気がするんですよ。したがって、「日常生活を営み」という当初の案のほうが落ち着きがあるんじゃないかと、特に余りこだわっているわけじゃないんですけども、文章としては「日常生活を営み、活動をし」というふうに流れていったほうがいいんじゃないかとは思いますが。
- 辻山座長 反対意見はありませんか、賛成意見もありますか、どうするの、これ。
どうぞ。
- 針谷委員 先ほどの「集散」のところなんですけれども、会えば別れるというのは当然あるんですが、別れのところまでは書かなくてもいいのかなと思えば、新宿区はたくさんの人が集ってくるまちなんだというのを出していいんじゃないかなと思うんですよね。集えば別れるというのはあるとしても、新宿区としては多くの人が集ってくるまちなんだよということでもいいんじゃないかなとは思いますが。
- 辻山座長 そのことは重要なんですよ。「集う」をこれは入れると、「ともに暮らし」というのがニュアンスとしてダブってくるんですよ。とすると、「日常生活を営み」という感じのほうがよくなるのかなと。
どうですか。ただ、日本語としては「ともに暮らし」という言葉の持つやさしいニュアンスとこのを結構あって、ひかれるんですよ。
だから、「国内外の人がともに暮らし」、最後にいって、「さまざまな目的を持った多くの人が集う地となる」というと、同じことになっちゃうという気がします。素案がない。

どうぞ。

○樋口委員 新宿区は集散するまちだと思います。駅の状況を見ていれば、それが本当に特徴かなと思いますので、集うというとおっしゃるように後に同じことになるので、集散するということでもいいかと思いますが、あと「日常生活を営み」というのは、ちょっとかたいかなというところもあって、「ともに暮らし」で落ち着くんじゃないでしょうか。

○辻山座長 どうでしょう。これはきょう今ここでやっているのは、実はチーム3でやっておくべき議論を今延々とやっているわけなので、大変今きついんですけれども、これは次回の24日のときには、そうか、全体としてずっと一覧できるようになってなきゃいけないから。

○事務局 それでは、チーム3に持ち帰っていただいて、事務局のほうで当日前にそこで結果をいただいて、この場でその結果を見ていただいて、そこでもし中身が修正があれば、その部分は差しかえるという取り扱いでいかがでしょうか。

○辻山座長 それは可能なわけね。

○事務局 はい、大きな修正でなければ、またそこで結論が得られれば可能です。

○辻山座長 今まで出た意見を一応参照していただいて、大体大きな流れもつかめていると思いますので、それでチーム3でやっていただくということにいたしましょう。

どうぞ。

○木全委員 チーム3で検討するときに、ちょっと残り2つほど検討していただきたいんですけれども、この条例、新宿区の条例はすべてである調で書かれているんです。本基本条例も本文のほうは全部である調ですが、ここだけですます調で書かれているということは、条例の中で整合性がとれないということで、新宿区の条例をつくる上では前文についてもである調で書いていただきたいというふうに思っています。

○辻山座長 これはちょっとつくってみてもらわないとニュアンスがわからない、死んじゃう場合もあるんですよ、時には。

○木全委員 ただ、その辺はちょっとチーム3でも検討するときに、ぜひ主体をである調で考えていただければというふうに思っております。

それから、もう1点ですけれども、西暦、和暦を表示するときに、新宿区の条例ではすべて元号つきの和暦で表示しています。一部の条例で基本構想なんかをつくったときには、西暦と併記という形でやるときにも、まず和暦を入れて、括弧内が西暦というような使い方にしていますので、こういったことは最終的に文書法制上のこととしてお任せいただけるのであれば、ほかにも多少文言のところでいろいろ漢字の使い方とかだけではなくて、主語、述語の併記のところで整理させていただくケースも出てくるかもしれませんけれども、ちょっと気になるところだけ今現時点で気がつくところをちょっと言わせていただきました。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 それについて、議会の小委員会で出た意見ですが、「しなければならない」という言葉だけは全部取ろうと、この条例の中で。「するものとする」とかという軽い、自立的な言葉でいこうと、義務的な言葉は抜きにしようという意見が出たので、それはぜひうちの委員長を通じてそちらに必ず伝えてもらいたいということになったので、たまたま出たから。

○木全委員 今の義務的な表現の仕方ですけれども、一番義務的が強いのは何々を「しなければならない」、それよりやや弱いものとして何々を「するものとする」ということになりますので、もし義務づけ、責務等は全部義務づけているわけですけれども、そういったものについては語尾のほうは「するものとする」ということが表記にして統一させていただければと思っていますし、それからできる規定の場合は何々することが「できる」というのが一番緩やかな表現、それから何々を「する」ということになると、ある行為を端的にあらわした言葉ということになりますので、「できる」があって、何々を「する」があって、その後「するものとする」というのが少し

義務づけを強める言葉、何々を「しなければならない」ということは、必ず義務づけるというような文章表現ということになると思いますので、その辺若干今までの御議論の中でいろいろ出てきていますので、今もしそういう形を採用するということになれば、この後の議論の中でも語尾のところはちょっと皆さんの頭の片隅に置いて、整理していただければというふうに考えております。

○辻山座長　そうですね。

○あざみ委員　木全委員が最初に言った、前文をである調にしなければいけないということですが、文書法制上、本文とあわせるということが理由ですか。

ちょっとほかの自治体を見ると、前文はですますで、本文がである調になっているのも幾つか見受けられるんですけども、それは新宿区の決まりですか。

○木全委員　基本的に言うと、新宿区の決まりですね。同じ条例の中で、宣言ということじゃなくて前文ですので、条例の中身を条例を定めるに至った経緯みたいなものを前文の中で、それとこれに込めた思いというのを書くわけですから、やわらかくですます調で言いたいというお気持ちはわかりますけれども、一応原則を踏まえた上でつくって、どうしてもというときに再度考えるべきで、初めからですます調ありきで考えないでいただきたいというふうには思っておりますけれども。

○辻山座長　どうぞ。

○あざみ委員　原則ということは今おっしゃってくれたので、私はできればですます調のほうがまず読んでもらえるような導入部分なので、やわらかいほうがいいなと思っておりますので、それを踏まえつつである調でもつくってみようということですね。わかりました。

○辻山座長　私のお願いとしても、憲法に勝る原則はないのであって、つまりこっちのほうは原則としては高い原則だということ考えてもらうという手も一つあるかなと。そのことは先ほど言いました言語と西暦の並び順についても、これを機会に全部最高規範にそろえて、書きかえさせるという強い意志があれば、そこは我々としても意見を言ってもいいということになりますが、改正作業はきっと大変でしょうね。
どうぞ。

○山田委員　前文と本文が違う条例、例として新宿区はないんだと思うんだけど、ほかの自治体であるような気がするんですね。

それから、新宿区でもさっきちょっと話がありましたけれども、基本構想だとか区の平和都市宣言も決まっているのかな、環境都市宣言、なっているのもあるし、なっていないのもあるということで、そういう点では統一はとれてないと言えどとれてない。ただ、条例について統一をするというふうな提起だから、それは考えなきゃだめだというふうに思うんですけども、私は前文はですます調でいいじゃないかと、本文がである調であったとしても、決して矛盾するものじゃないというふうに思うんですね。

それから、元号と西暦ですけども、役所がやることですから、平成何年というのはどこかに入ってなきゃだめだというふうにはもちろん思いますけれども、平成何年が先に来なきゃだめだということは決まっているわけじゃないですわね。だから、こういうふうな言い方、ここで言われているような「1947年（昭和22年）」は、区の今までのやり方からして間違っているか、整合性が合わないかということ、私は整合性は合っているというふうに思います。

○辻山座長　どうぞ。

○高野委員　大した話ではないですけども、どんな本を読んでも、必ず昭和とか明治とか入れて、その後ろに西暦で入れていくというのがどうも書籍的にはそういうものなのかなという自分はずっと思っていましたので、だから区民案としても最初から昭和22年度入れて、後ろで1947年という形を提示しているのに、何で変えたのかなというところがあります。

○辻山座長　どうぞ。

- 齊藤委員 この昭和にすると、私は昭和26年だからすぐわかるわけなんですけれども、これが例えば、それで1951年という年もわかっているし、西暦でいったほうが計算がしやすい。この間チーム3のときに私が言ったんですね。それで、これが頭にきたというんだと思います。
- 辻山座長 大友委員、どうぞ。
- 大友委員 特にこの昭和22年というのがどうして22年なのかというと、戦後の2年後ですよ。終戦後の2年後ということで、そのところで一定のこの前もテレビでやっていましたけれども、GHQの主導のもとに23区というものができたというようなことで、戦後新たにできたところ、第2次大戦後すぐにできたということをあらわすんだったら、昭和22年のほうがいいというところもあるし、そういう点で区民案は昭和22年という形で出したんだと思いますが、そういう意味も込めて出したと思いますが。
- 辻山座長 どうぞ。
- 小松委員 昭和22年というのは、すごくわかりやすいとは思うんですけれども、ただ私の息子とか娘たちにすると、これが西暦のほうがわかりやすいですよ。ですから、子どもたちにもわかりやすいとなったときに、これはそういうことも少しは、また外国の人にとってはとても困難なこともわからないなとは思うんですね。ここら辺はちょっと。
- 辻山座長 どうぞ。
- 根本委員 この件は、多分これは言語法制化で各自治体全部そういうふうに行っているわけでしょう。だから、この条例だけ1947年を先に持ってくるというなら、そこも含めて議論をしないと大きな問題になると私は思うんですよ。だから、昭和22年を前に持ってきて、1947年を括弧にするということで問題がないんだしたら、それは思想的に嫌だという人なら別だけれども、一般的にはそうなっているわけだから、そこで殊さらにひっくり返る必要はないんじゃないか、私はそう思います。
- 小松委員 こだわらないです。
- 辻山座長 それでは、そういうことにしましょう。
それでは、このシートについては、なお幾つかの意見が……。
- 根本委員 ついでにです、ますですけれども、言ってもいいですか。
- 辻山座長 どうぞ。
- 根本委員 自治基本条例でモデル的な前文は全部ですますなんですよ。ですますもありますよというんじゃなくて、多治見市も上越市も杉並区も飯田市も、私が行ったところの前文は全部ですますになっているんです。本文はであるになっているけれども、だからこれだけ市民的に行っている、区民的な議論をしてきてやっているんだから、法律上問題があるということでなければ、みんながですますがいいと言っているのを尊重していただければと思うんですけれども。
- 木全委員 御意見は尊重してまいりたいと思います。
一応頭に入れていただきたいということだけは。
- 辻山座長 それでは、そういうことでお願いをいたしましょう。
じゃ、この前文についてあと残されていることを少し提供しておかないと、チーム3でまた困ってしまうので、第1は「私たちの新宿区」の繰り返しはいいということにしておいて、文化的資産、財産、またはこのくだりですが、夏目漱石、小泉八雲、坪内逍遙などを入れて、強調したらどうだという意見について、これはいかがですか。
どうぞ。

- 高野委員 よくそういうのが事例があって、いろいろな形でこの人、あの人と入れていくと、必ずこの人が入ってないとかというのがるので、あえて全部入れるのか、入れないのか、どっちかにしたほうがいいと思うので、だから本音は入れないで、そういう文言は入れないでほしいなと思っています。
- 辻山座長 どうぞ。
- 根本委員 さっき言った区民委員からの話がありましたけれども、この全部の検討をもう一度我々も四谷が終わった後にやったんですけれども、夏目漱石については、それは評価にしても高いということもありますけれども、新宿区で生まれて、終焉の地も新宿区ということではないかということで、ある意味では我々は漱石山房の復元ということも今一生懸命やっているわけですが、最低でも夏目漱石は入れて、それで幾多の人材、多くの人材がいるということにしたら、新宿区らしいんじゃないかと、逆にそういう意見が多数だった。
- 辻山座長 いかがですか。
どうぞ。
- 久保委員 僕の場合はもう1人小泉八雲ぐらいいは入れてほしいと頑張ったけれども、漱石一本でいこうということで議会のほうは落ち着いた経過があります。
- 辻山座長 僕は知らなかったですけれども、小泉八雲というとすぐ島根県に頭がいっちゃう。
これはどうですか。これは何の理論も何もない世界なんですけれども、醸すというような効果をねらっているわけで。
- 根本委員 これは山田委員が事務局長で、新宿区議会は全員で漱石山房を復元をする会というのをつくっているんですけれども、いろいろな議論がありますけれども、例えばシェークスピアの生誕の地というのはアポン・エイヴオンという、あれは生誕の地そのものをまちとして残しているんですよ。行ったらすぐシェークスピアが生まれて生きていた時代を残しているということと言うと、夏目漱石については松山だとか、いろいろあるけれども、あそこで偉大な文豪が終焉を迎えたという漱石山房も含めて、あのまちのことも含めてつり上げていこうというような思いでいるわけですね。ですから、シンボルとして1人ぐらいい出しても、そうすると新宿区のということにはなるんじゃないだろうかと、逆にそういう思いなんだよね。
- 辻山座長 どうぞ。
- 斉藤委員 我々区民検討委員は、くせがつきまして、よく言われるのは、これを入れるとほかは何か言われちゃうよとよく言われるんです。これはくせですね。ですから、1つ入れるとほかのやつはどうなの、どうなの、ずっと限りなく続いていくから、それだったら入れないほうがいいんじゃないかという考えが植えついちゃっています。ですから、ここでこの間のチーム3の会議のときには、入れないほうがいいんじゃないですかという意見は言わせてもらったわけです。
- 辻山座長 どうですか。
どうぞ。
- 小松委員 漱石山房の私も中なんですけれども、私は1人だけ入れないほうがいいって、ですから山田委員は書き込まなかったんですよ。そういう1人意見があったから、それをきちっと取り入れて書かなかったんですけれども、大勢は入れようというところで議員のほうは言っていますが、私は個人的には入れないほうがいいと思っています。
- 辻山座長 どうぞ。
- あざみ委員 私は山田委員と違って、夏目漱石にすごく思い入れがあるというわけではなく、愛読者でもないんですけれども、ただ夏目漱石という名前は、これは知名度が非常に高い、子どもでも知っている。小泉八雲や坪内逍遙と言ってわかる子どもがどれくらいいるかなと思うときに、お札になっている人というのは、そういう意味では物すごい影響力なんです。だから、夏目漱石を挙げて、この人もいるんじゃないかというのは、私は断然違うと思うんですよ。夏目漱石を

挙げておけば私は十分だというふうに思っていて、文学界という漠とした言葉よりも、名前を入れるということは非常に私は格好いいなと、ちょっと軽薄な言い方をしますが、そういうふうに思って賛同したところです。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 そういう意味で僕は小泉八雲を言って、さっと引いたんです、夏目漱石でいいと。そういう意味なんです、小泉八雲を言ったのは。比較にならないはずですよ。夏目漱石を入れたらこの人を入れるということにはならないはずだという思いなんです。

○辻山座長 どうぞ。

○山田委員 後で継ぎ足したこの一文をどう整理するかということで、こういうふうな文章になって、修正案も出ていますけれども、「文学界をはじめとするきら星の如き幾多の人材」というけれども、要するに文学界だけじゃもちろんないわけですね。いろいろな分野の人がこの新宿区で活躍をしたということになると、この「文学界」という言葉にかわるもっと象徴的な言葉があれば、より条文としても前文としても落ち着くんじゃないかというふうに思うんです。

私はもともと個人の名前を入れるべきじゃないのじゃないかなというふうに思っていましたから、入れなかったんですけれども、議会の議論の中で漱石は入れるべきだ、八雲も入れるべきだ、それだったら逍遙も入れるべきだなんて話になりましたから、入れるとすれば入れても新宿区の条例らしくなるなというふうに思っています。

したがって、文学界という漠然とした今指摘がありましたけれども、言葉よりは、何を入れるかは別にして、例えばここは「夏目漱石を初めとする幾多の人材は」と言ったほうがより新宿区の条例らしくなるし、今までもお話がありましたように、漱石については、たった1人を挙げたとしても、決しておかしくはないといひましようか、落ち着きはあるというふうに思うんですね。

それから、新宿区のこれまでの新宿区に住んでいたたり、あるいは活躍していた人の取り扱いですけれども、例えば歴史博物館が何年か前、20年ぐらい前にオープンしたわけですが、そのときに要するに漱石と八雲と逍遙の3人展をやっているんですよ。その3人というのは、新宿区の一時期の中でも、その後も含めて言うならば特別扱いみたいなところがあるわけで、私は漱石と八雲を入れるということだったら逍遙も入れるべきだと、そういう扱いを新宿区はこれまでしてきたというふうに思っています。

ただ、どちらかを選べというんだったら、「夏目漱石を初めとする幾多の人材は」というほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 前文の中に個人名が出てくるといのは、非常に違和感がありますけれども、もし入れるとすれば、夏目漱石はもちろんのこと、小泉八雲も生誕の地のギリシャのレフカダですね。新宿区は姉妹都市ですか、結んでいるんですよ。名前は提携としているんでしょうか。ですから、その辺を考えたり、もろもろ考えますと、これは逐条解説のほうにしっかりと解説で入れて、前文のほうでは合意を得るといのは大変なことだと思います、固有名詞を入れるか入れないかといのは。私もどうしていいかわからないところです。

○辻山座長 1人ぐらい有名人を入れておけばというふうな乗りで。

そうすると、この修正も生きてくるんですよ。夏目漱石を入れておいて、後ろでまた文化的財産とか言わなくたって、文化的に決まっているんだから、輩出していますでわかりやすいといのはありますね。

いろいろ意見が出まいましたけれども、これはあっちゃまずいという意見はないんですよ。なくてもいいんじゃないかという……。

○高野委員 私は要らないと思います。

○辻山座長 要らない意見ね。

それは理由は何ですか。

- 高野委員 例えば新宿区を象徴するということで、それを文化的な、あるいは歴史的なそういう著名な方の名前を入れるということは、だったらほかのいわゆる高知だったら龍馬空港だとか、例えば坊っちゃん何とかとかというのをまたつくったんですね。
- 辻山座長 松山ね。坊っちゃん電車も走ってますね。
- 高野委員 だから、そういう形での何か1つのシンボリックなものであるならば、それはいいなと思うし、じゃ、この条例を漱石条例なんていうのはこれはできませんよね。
だから、そういう意味で考えたら、安易にそこに入れるというのがちょっと違和感どころじゃなくて、えっというふうな意味合いをずっと感じています。だから、意地張るわけではないんですけども、基本的には入れないほうがいいと思っています。
- 辻山座長 どうぞ。
- 小松委員 私も四国の出身なものですから、生まれ、亡くなったのは新宿区でしょうけれども、夏目漱石は松山でしょうという日本全国でなっちゃっている。それは自分、身内びいきじゃないんですけども、そのぐらいアピールというのがなってしまうという、文学を語るんだったら、それはそれでいいんですけども、そういうような私も高野委員が今おっしゃって、実はそういうところがあったわけなんですね。
- 辻山座長 ほか。
- 根本委員 そういう意味で言えば、ここに書き込むかどうかは別にして、なぜそうってしまったかと、あるいはなぜそうなのかということ言えば、乃木中将だって北茨城で、乃木中将しかいないですね。だから、そこは乃木中将がどの程度の評価なのかということとは別にしても、郷土の誇りみたいな形で大事にしているわけでしょう。
新宿区の場合は、それこそ星のごとくいるわけですよ。だけれども、ことごとくまちづくりの中でそれが消えていったですね。結果的に小泉八雲は松江、それから夏目漱石は松山という話になっているわけですよ。しかし、小泉八雲は富久であるし、大久保での終焉の地になっているし、夏目漱石は新宿区で生まれて新宿区で亡くなって、さっきの1,000円札で言えばナンバー2の1,000円札は新宿区が生誕の地だからということで保管をしているわけですよ。
そういう失ってきたものをしかし我々はこのまちで歴史的、文化的な遺産をもう一度見い出して広げていくということも含めて、私は意味があるのかなというふうに思っているんですよ。どっちにするかは、今みたいに逐条解説にすることも含めて、ゼロか100かじゃないからというふうに思うんですけども。
- 辻山座長 どうぞ。
- 小松委員 私の場合は、高野委員ほど強く載っけないほうがいいという気はないんですね。これは大筋で、今、根本副座長がおっしゃったように、漱石というものをここでアピールしていこうと、その思いで言うならそれはそれでもいいなと、ただそれほど私は全議員がこの6名が全員という中には入りませんよということを申し上げただけで、それほどこだわるものではありません。
- 辻山座長 どうぞ。
- 久保委員 前文はわずか1,000字ですから、しかしその1,000字の中に本当に新宿区の思いを込めたいということで論議をしてきた、そういう中では、個人名が入入るということは非常に違和感を持つんですね。僕はそこに目的がありまして、違和感を持たせる意味で夏目漱石を入れようじゃないかというのが僕の意図なんです。何、これといったときに、夏目漱石、それは新宿区なんだという違和感を強調するために夏目漱石なんです。それだけです。
- 辻山座長 この問題は僕のようにその自治体で暮らしている人間にとっては、どうぞいつまでも新宿論をやっていてよという感じなんですけれども、しかしそれを前提にしないと、一文字だっていないがしろにはできないので、ずっと聞いておりましたけれども、そろそろ何か決着というか、

着地点を御提案いただけるとありがたいんですけども、これは入ってなければこの前文がアウトというほどではないなというのはよそ目から見て思いますけれども、入れたらおしまいだというほどのこともないなという。

どうぞ。

- 野尻委員 逐条解説を入れるのはもちろんとしても、逐条解説までいかなくても、こういうふう
に文学界を初めとする、「えっ、だれ」と思ったときに、一瞬にしてみえるというのも一つ大切
だと思いますので、夏目漱石 1 人だけ入れたらというふうに意見がチーム 3 の 1 人です。

- 辻山座長 どうぞ。

- 佐原委員 実はあれも消せ、これも消せという私のところなんです、実は文学青年が多くて、
1 人くらいしっかりした名前を出したほうがいいんじゃないかという意見を出させていただいた
のは私のところなんです、ですからどちらかといえば 1 人にできれば夏目漱石かなと思うん
ですけども、そんなものかなと、ここだけは入れたほうがいいんじゃないかと、ほとんどみんな
消しちゃっているんですけども、消した分だけ入れておくと。

- 辻山座長 そうすると、今考えられているのは、この「であり」を消すと成り立たなくなるので、
「価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、夏目漱石を初めとする幾多の人材を輩出して
います」というふうな文章が予定されているということで、このままチーム 3 に送りましょう。
意見は大分出尽くしたと思いますので。

そのほかで言うとうどうですか。

複数とも言えるということというのは整理されて、「進取の気象」のこの字は、これは何か
特別な意味があって漢字を変えたのですか。この気性が間違えだった。

- 野尻委員 「進取の気象」の「象」は気性の「象」のこっちの直してないほうです。ですから、
進取のということを使うのであれば、それはなかなか子どもが読んでもわからないかもしれま
せんけれども、あえて「進取の」というのを入れときは「進取の気象」とまで飛んでまでいき
たいので、「気象」は直さないでいただきたいです。

- 辻山座長 そうですね。進取のといったらこっちじゃないとちょっとまずいかなと。

- 野尻委員 「進取の気象」という言葉があるんですよね。辞書で必ず「進取」ということと「気
象」になるので、それは「気象庁」の「象」っておかしいですけども、「象」が正しいです。

- 辻山座長 そうですね。チーム 3 は「進取の気風」というふうに最初考えたんですね。
「進取の気風」というのも辞書にはあるのだろうか。一応ある。

- 大友委員 そうではなくて、広辞苑によりますと、進取の気象に富むというので、「空気」の
「気」に「象さん」の「象」、それしか書いてません。気風は書いてません。

- 久保委員 進取の気象というのは、まだまだ古語にはならないと思うから、僕は日本語の進取の
気象を使うほうが気風よりはいいかなと、古語になりかかっているけれども、ならないように。

- 辻山座長 使うのであれば、本当にこれは注を打つみたいな感じの解説で丁寧に扱うということ
が必要になると思いますけれども、そこもちょっと御検討をお願いしましょう。

それと、残っているのは、「市民権の旗印の下に」というところについて、久保委員から何
らかの形でうたい上げておきたいと。文字づらは「旗印の下に」じゃなくてもいいけれどもとい
う御提案がありました。

これについてはいかがですか。

先ほど私も検討シートをざっと見せていただいたら、本文のほうでも市民権というのは取り
下げられているので、ここ 1 カ所だけになるということも一応情報としては入れておいて議論し
たほうがいいと思いますが。

どうぞ。

- 山田委員 今、座長が指摘されたように、本文のほうからは前文で何かをうたうと、市民主権という言葉のうたうということを取り下げるといったことになったわけですから、訂正案でいくと、もともとの案でいくか、それともうちの案でいくかは別にして、市民主権というのはどこかに入れるべきだというふうに思います。
- 辻山座長 そうですね。
どうぞ。
- 樋口委員 私もそう思います。久保委員の案に賛成です。
- 辻山座長 ただ、私は個人的には成熟した市民主権という概念がちょっと引っかかるのと、市民主権は成熟するのかなと、むしろ目標としている概念のような気がしていて、何かそういう意味では「旗印」のほうがちょっと雰囲気は合っているんだなとかというのはありますけれども、ちょっと工夫が要ると思いますが。
これはいいですか、チーム3にこのままいっちゃうときついですか。
- 菅野委員 チーム3でもう一度ちゃんとやらさせていただきますので、大丈夫です。
- 辻山座長 それから、もう一つ意見が出ていますが、後ろのほうで2回続けて出てくる「私たち新宿区民は」というところを「私たちは」というふうに平易にしたらどうだという。
どうぞ。
- 山田委員 さっき木全委員が「私たち」というのと「新宿区民は」というのは、同じことを言っているんじゃないかという話がありましたね。要するに、同じことを言っているんだけれども、同じことを言っているというのはおかしいですか。
例えば、私たち何々学校出身の者はとか、私たち何々学校の同窓生はという、そういう言い方もありますが、「私たち新宿区民は」ということを確かに私たちと新宿区民は同じだけれども、こういうふうな使い方というのは、ごく日常的に通常にやられていることであって、何がおかしいのか、私はよくわからない。
- 辻山座長 そういう意見がありましたけれども、どうですか。
- 久保委員 僕は逆なんです、「私たち新宿区民が」の「新宿区民」というのは取ったほうがいいと思っているのは、きつい言い方をしますけれども、僕はだめだとは思ってあきらめてはいませんが、僕は住民を新宿区民と呼び、その他の者を区民と呼ぶというのが僕の従来の意見ですから、その「新宿区民」がここに「私たち新宿区民」と出てくるのは、とったりしません。
あくまでも「私たちで」十分だと。
僕ははっきりともう一度言うけれども、通らないのはわかっているけれども、あの問題を住民が、区民だの解決点はこれ以外にないと思っていますよね。住民は新宿区民と、あとは区民と、全員と、それだけです。
- 大友委員 「私たち新宿区民は」とこれは3つぐらいずっとやっていますけれども、議会と行政は何をするんですかというようなことも含めて、木全委員が言ったんじゃないかなという感じを受けたんですけれども、これはつくった側は3者でつくっているんだから、そういう要するに市民主権の旗印の下にというふうに言うようなところで言うと、区民だけなのという感じがするんですが、区民だけで全部やるはずだった。
- 山田委員 「私たち日本国民は」というふうに言いますよね。おかしいですか。
それから、今の久保委員の発言ですけれども、要するにこれをつくるのは業者がつくるわけでもない。議会がつくるわけでもなくて、要するにその主人公がつくるという、要するにそこに住んでいる市民がつくるということですから、これは全く違和感はないと。
- 木全委員 ここで言う私たち例えば国民はとかという場合と、条例の「私たち」と使ったときには、条例の中に登場してくる人たちすべてを含んで私たちというふうに解すべきだというふうに我々は思っているわけで、登場人物である私たちがこういうふうな思いでやっているとする、

私たちと新宿区民というのは同義語を2つ重ねたという同じものを含まれた対象になっている議会、区民、それから行政、そういったものを含んだものというふうに我々としては解釈するところですから、もう少し平易に「私たちは」というふうにすんなり素直に言ってもいいんじゃないかというふうに思いましたけれども。

- 辻山座長 その場合に。先ほどの市民主権のくだりの一番最後のところも私たち一人一人に課せられた大きな使命というふうに、一緒に処理しようという考えですね。

どうぞ。

- 久保委員 山田委員にお伺いしたいんですが、山田委員は「私は新宿区民」という場合、何が不都合だと思いますかとおっしゃった。「私たちは」という主語だけにしたら何が不都合なんですか。

- 山田委員 別に不都合はないと思います。

- 辻山座長 ただ、この前文だけの領域で「私たちは」というと、それはだけのことは前文では定義されていないので、本文の中の定義をひもとかないと、ここで言う「私たちは」というのはだれかというのはわからない。密かに思えるのは、市民主権と言っているから市民かなということぐらいという問題はあるそうだと思いますけれども。

そうだ。もう一つ「今、待望久しかった私たち新宿区民が待ち望んでいた」と、ここも「私たちが」という整理ですね。確かに、こうやって見ると4カ所出てきているわけか。

どうぞ。

- 久保委員 3つ並んでいるんだけれども、最初の「私たち新宿区民は」だけは生かしても、何の不都合もないように思えますけれども、ここだけ入れておいて不都合はないと思いますけれども、その後「私たちは」だっていいと思いますけれども、3つあるからこだわるんだよね。

- 大友委員 かえて違うような気がするというのは、「私たちは」という新宿区民だけではなくて、新宿区の行政にしても、議会にしても、要するに地方分権のほうに地域を持っていこうというような条文のほうもあると思うので、そういう中で言えば、「私たち」というのはその3者という形で考えても、僕はいいんじゃないかなと思うんですが。

- 辻山座長 どうぞ。

- 小松委員 私もこの「新宿区民」というのは取ったほうがいいかなと、「私たちは」ということのほうが本当にここで外れるかもわからない「市民主権」というのは、もう少しきっちとこの言葉にも込められるような感じがしますから、省く中で強まるかなという、そういう感じもするんですけれども。

- 辻山座長 ほかに。

どうぞ。

- 斉藤委員 この前文を読んだ人は、これからできるわけですが、読む人は、ほとんどが新宿区民ですよ。ほかの人が読んでも「私たち」と言われても、区外の人が新宿区だから新宿区の人だと思いますね。この読んだ新宿区民の人は、「私たち」といったほうが本当に自分のことが主体で、要するに読んでいる人は1人で読んでいますから、これは「区民」と入るより「私たち」といったほうがはっきりと読んだ人にとって一番聞きやすいんじゃないかというふうに思います。ですから、「私たち」のほうがいいと思います。

- 辻山座長 どうぞ。

- 土屋委員 さっき久保委員がおっしゃったんですけれども、一番最初の「今私たち新宿区民が待ち望んでいた地域自治の時代の幕が開けようとしています」と一番最初だけでも「新宿区民」と入れたほうがいいんじゃないかと思います。

というのは、その次に多分「市民主権の旗印の下に」という言葉が出てくると思うんですよね。

そこで、新宿区民というか、区民主権というようなのが何となくニュアンス的に生きてくるような気がするんですけども、その次からは「私たち」ではいいと思うんですけども、最初だけ「今、私たち新宿区民が待ち望んでいた」とできればしていただきたいなと思うんですけども。

○辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 「私たち新宿区民」というのは、全部「私たち」にしないと、第3パラグラフの第4の「私たちの新宿区は」の「私たちは」というのと整合性がとれなくなると思うんですね。ですから、全部「私たちの」で前文を押さえたらいかがでしょうか、「私たち」に統一してしたほうがいいと思います。

「私たちの新宿区は」の「私たちの」の「私たち」というのは、下のほうの「私たち」と一致しているものだと思うんですね。そこで、あえて区別して「私たち新宿区民は」というのを改めてつくる必要はないと思います。

○辻山座長 山田委員、特別に今大勢は「私たち」のほうへ向かっていますけれども、そういうことを踏まえてチーム3に渡します。

そのほかありませんか。

どうぞ。

○樋口委員 多数の意見に従いますのであれですけれども、先ほどの西暦と元号の問題ですけれども、国際的な都市として重要な存在感を示すといえますか、先ほど小松委員もちょっとおっしゃいましたけれども、そういうこととか、今西暦に世の中というか、なって、お役所はなかなかそういう切りかえができないというところで元号でいっていますけれども、そういう時代だと思います。ですから、ここの「1947年（昭和22年）」というふうに私はすべきじゃないかと思うので、意見として申し上げておきます。

○辻山座長 大友委員、どうぞ。

○大友委員 全体、1つだけちょっと申し上げておきたかったのは、区民検討会議でこれだけ3者で苦労してやったことですから、これは画期的な初めてつくった条例だよということを何か前文に設けたらいいんじゃないかということで、区民検討会議のほうではつくってきたつもりだったんですけども、そういうことがすごく重要なと思って、私は「私たち新宿区民が」というところですごく引っかかったところもありました。

「私たち」というのは、一緒に手を携えてきた議員さんとか、それから行政の皆さんと一緒にこれはつくってきた。区民が主役であるかもしれないんだけど、そういうところでつくってきたんだということでございますので、そういうような3者でつくったということもひとつこの前文の中にちりばめていただきたいことと、実は新宿区って水を要するに大都市、江戸、東京に水を運んできた要するに上水、神田上水にしる、それから玉川上水にしる、そういうような江戸に水を供給してきたというところから、そんなに緑地は多くないじゃないか、緑地比率は高くないよと言ったんですけども、そう言った方も結局都心部で千代田区が多いし、渋谷区が多いんだけどもと言うけれども、千代田区は皇居がありますし、それから明治神宮が渋谷区にはありますので、そういう意味で新宿区よりも緑化率が多いんですが、水と緑というものをこの前文の中に新宿区のそういうすごい活力があるところとともに、本当にそういう落ち着けるところなんだよということを言ってもらいたいなということを感じました。

以上です。すみません、盛り込んでいただくと。

○辻山座長 どこにどんな言葉を入れるとか、言ってやらないと、漠然と水と緑と言ったって。

○大友委員 区民委員の中には書いてあるんです。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 樋口委員が言われたことは、黒白をつけないとまずいんだと思うんですよ。それぞれ意見が出ていて、ちょっとはつきりしない、方向もはつきりしてない。

年号を使っている国というのは、日本以外にも少ない、そういう世界の流れの中で、あえて明治、昭和、平成と使うことによって、日本の国の中にある新宿区を主張するんだという意見があるかもしれないけれども、大体全世界西暦でいっている時代なんだったら、そこに流れていくほうが素直ではないかと私は思います。だから、小松委員とか樋口委員とか、女性の意見に僕は賛成です。

○辻山座長 これはまたやりますか。

つまりこれは趣味の問題であると同時に、一種の思想の問題でもあるんですよ。ですから、ここで言えることは、今御発言がありましたように、多文化共生とか国内外のというようなことを強調している割には、元号でいくのはいかなものかというような整合性のなさといいますが、強調点がぶれているというような御指摘はあるのかなという気はしますが、これはもう一つあるのは、新宿区としての表記ルールみたいなものが多分あって、そことの調整ということがありますので、どんなふうにすればそれを乗り越えていけるのかというようなことも含めて御検討はいただくということにさせていただきたいと思いますが。

高野委員。

○高野委員 確認なんですけど、今、真ん中の3段落目のところで、四角に傍線が入っている「市民主権の旗印の下」の後ろに括弧がついているんですけども、これはどうなんですか、(1)、(2)という項目がついているんですけども、もしこれは「旗印の下に」を削った場合、これは残ってくるんですか、それともこのままこれが一緒に消えるんでしょうか、その辺のところがちょっとわからなかったんですが。

○辻山座長 どうぞ。

○菅野委員 これは「市民主権の旗印の下に」をもし消した場合のあくまでも提案で例で示しただけと言っちゃいけないんですけども、そういったものでございますので、新宿区が持つから始まって、それは必ずどっか残るとかというものではございません。

○辻山座長 ということで、最低限(2)の「市民主権の」ということは入れてもらいたいという意見で一応3に送ると、こういうことにしたところであります。

そのほか。

土屋委員。

○土屋委員 議会案の一番最初に出たときに、「光りは新宿から」と言われた言葉が私はすごく圧倒されたんですけども、とても歴史というか、近代史をあらわしている物すごくいい新宿区っぽい言葉だなと思ったんですけども、これが削られるのはちょっと寂しいと思うんですけども、これを何とかして入れていただけないでしょうか。

○辻山座長 どうぞ。

○菅野委員 私の最初のとおり、提案の仕方があれでございまして、議論の中で「光りは新宿から」と最初になっていたものが歴史的な経緯もあって、どうだろうというところがあり、それでしたら「自治の光りは新宿から」ということでいいんじゃないかということで、チーム3のほうで、あくまでも検討シートのほうでは残ってございますので、それ以外に意見として出たものを表記上わかりやすく、普通言葉は悪かったのんですけども、調整案ということでお示しをさせていただきましたので、あくまでもこの検討シートに基づきまして、これについても賛否意見がございまずようですので、この場でお決めいただけるとありがたいかなと思います。

○山田委員 最初から説明しますけれども、最初に議会案で歴史をあらわす、今までの新宿のエネルギーをあらわす言葉として、「光りは新宿から」というのを入れたわけですね。私は皆さんと同じように「光りは新宿から」という言葉が新宿の一つの時代をあらわす象徴的な言葉として非常に好きだし、ぜひ使いたいなというふうに思っているわけですけども、もともと、要するにやみ市で掲げられた言葉なんですね。やみ市の電球の下に下がっていたんですけども。

ただ、突き詰めていくと、やみ市というのは正当な行為ではないということになるわけです。それから、終戦直後の世相ですから、いろいろな人がやみ市に関与したということもあるわけで

すね。いろいろな人が関与したその影響を、これはむしろ悪い影響を受けている人たちも現実にいるわけです。

したがって、私は歴史的な言葉であって、映画にも使われているし、新宿区が後援した舞台でも、音楽劇でも使われているし、いろいろなところで「光りは新宿から」というような、今見た、言った歴史を超越して使われているから当然使ってもいいというふうには思いますけれども、ただ、違法行為であるということにこだわっている人が現実にいるわけですから、そこを無視するわけにはいかないんじゃないかということで、調整案の検討シートのほうからは外しました。

ただ、皆さんの思いもそうだと思いますけれども、「光りは新宿から」というのは非常に言葉としてもいいということで、何とかそこを残したいというふうに思っていて、いろいろ調べてみたら、新宿警察署で「治安の光は新宿から」という言葉をホームページの冒頭に掲げているんですね。警察署長はいろいろなところで「治安の光は新宿から」というふうな講演をしているということもありまして、残すとすれば、「光りは新宿から」というのを単刀直入に残すということじゃなくて、「自治の光りは新宿から」というふうな言い方をすれば残せるんじゃないかというふうに思って、検討シートの一番最後のほうにそういうことをのつけたわけです。

ただ、個人的な感想を言うと、「自治の光りは新宿から」というのは非常に強い言葉だと思いますね。要するに、新宿区から自治の理念だとか思想、発想していくんだという、そういうことが含まれているわけで、果たしてそういうふうな新宿区なのかなということを見ると、非常に強い言葉であるなというふうな気はしております。

ただ、何かの形で残したいということであるならば、こういうふうな残し方しかないのかなというふうに思って使ったということだと思います。

- 久保委員 「光りは新宿から」という言葉の意味と「自治の光りは新宿から」の言葉の意味はまるっきりこんなに違いますよ。やはり「光りは新宿から」というのは、本当に敗戦の中でしゅんとなった、世界大戦の中で初めて敗れた日本人の本当に落ち込んだ中から復活、復興する意気込みをあらわした言葉なんですね。「自治の光りは新宿から」なんていううぬぼれた言葉なんかではないんですよ。だから、全然意味が違うこの言葉を、「光りは新宿から」がだめだから「自治の光りは新宿から」なんて、僕はとんでもないと思って聞いていました。

どうせ光を入れるんなら「光りは新宿から」にすべきだと思うんです。それは違法行為だといいますが、国づくりはみんな略奪から始まったんでしょう、エネルギーというのは。今、個人の土地を持って大金で裕福な人がやっている私有財産制だって、もとはみんな略奪からじゃないですか。そんなことにこだわるよりは、本当にあの敗戦の落ち込んでいる日本人が立ち上がった象徴である「光りは新宿から」、やみ市、いいじゃないですか。そんなことを一々言うなら、今、新宿区民が復活して、全員そうではないかもしれませんが、幸せな思いで新宿区づくりに励んでいる、新宿区に集まっている人が現在こんな、いいじゃないですか。そんな、やみ市から始まったなんて、違法性なんていうことにこだわることはないと思います。略奪から始まっているんですよ、歴史というのは。そんなことはおかしいから「光りは新宿から」を堂々と使うべきだと僕は思いますよ。

- あざみ委員 私もこの「光りは新宿から」というのが好きでというのは前回お話ししまして、それで、山田委員さんから小委員会のときに今の説明を聞いたときには、非常に残念だな、でも何とか残そうという努力を作業チームさんはしてくれただなということで、これをのもうというふうに思ったんですけども、でもやはり何度読んでも、久保さんがおっしゃるように「自治の光りは新宿から」ではないんですよ。やはりここの議会案の「光りは新宿から」とも言われたエネルギーに溢れた庶民のまちでもあります。」という、この一文がやはり私は好きなんだなというふうに思って、久保さんのおっしゃるとおりだと思いますので、ぜひもとの形に戻していただきたいなという思いです。
- 佐原委員 削除をいたしたのは私のほうなんですけど、やはり山田さんも久保さんも言っているのは、本当にそのとおりかなと。初めて聞いたときは皆さん目からうろこといって、非常に感動した一言だったんですが、実は、話を聞けば聞くほど、調べれば調べるほどというか、略奪から始まった、不法なところから始まったと言われますけれども、これはやはり自治基本条例をつくっていくわけですから、それを正当化していくわけにはいかないというのが一つなんですけど、実はこの当時関与した、または関与された人たちがまだ存命しています。そういう意味では、この言葉はそういう人たちにとっては非常につらい言葉で残っているということのをこれはやはり我々も考えなくちゃいけない。

確かに、「光りは新宿から」と、あの当時敗戦の中立ち上がったのはそういう勢いでやったと思います。しかし、その中心となった人たちがやはり正当性から離れて行動していたというのは一つありますし、この言葉が今警察のPRにも使われているといいますが、警察は警察であって、我々やはり善良な区民であるための自治基本条例には、今そうやって問題になって、また問題を抱えている人たちのことを思うと、これは削除すべきだというふうに思っています。

○辻山座長 ほかに意見ありますか。

○根本委員 私もこの1945年8月16日の終戦の翌日に「光は新宿から」と出した、だから非常に象徴的だというふうに申し上げたんですが、その後、調べると、具体的な話なんですよ。新宿駅周辺を中心に、尾津組、和田組、安田組というテキ屋が縄張りをつくったわけですよ。それがその後それを撤去して東口全体のまちづくりといいたいまいしょうか、そういうところのときに退去しなくて裁判になっているんですよ。

昭和51年まで裁判をやっているということで、そして今、幾つかの、新宿駅東口の中で苦労して裁判が終わった後にやっとまちをつくり出したということなんかがあって、それから、尾津さんが光は新宿よりという本を出しているんですね。それを読むとやはり見解が分かれているということになると、やはり戦前に駅周辺にいて、そして、戦後復興して戻ってきたときに、既にそこがハーモニカ横丁だとかいろいろな文化横丁だとかということで占拠されている中でまちづくりだったという事実を聞きますと、あるいは見ますと、やはり両方の意見があるところで、苦労して今のまちづくりをしている中心の方々の納得のいかないような言葉はやはり使うべきではないんじゃないかなというふうに私は思ったんですよ。そういう言葉なんですよ。

だから、エネルギーとしては確かに西口でやみ市で「光りは新宿から」といって戦後復興のエネルギーはあったんでしょうけれども、しかし、そこの中でまちづくりの対立なり、いろいろなきさつがあったということなんですよ。だから、新宿区の条例だから、まだ使うべきではないというふうに思って、小委員会の中でいえば削除のほうに回ったと。

○小松委員 賛成です。やはり略奪の歴史をただすためのルールづくりですから、やはりこれはただしたほうが良いなと。このルールに基づいて昭和22年というのは飢え死にをした裁判官の方もいるという、こういう時代ですよ。混沌としていますけれども、ルールを守った人もいたと。

こういう中で、やはりそのことで、先ほど佐原委員がおっしゃったように、いまだに痛みを覚えている人がいるのも新宿区ですから、そういった意味においては外したほうが良いなと思います。

○辻山座長 ほかに。

○あざみ委員 歴史のほうから、「光りは新宿から」というのを消すというほうが大勢になれば私はそれに従いますが、じゃ「自治の光りは新宿から」というふうに書き込むかということ、やはりこれは余りにも、新宿区が自治の発祥だぞというふうに言っちゃっている言葉ですよ。警察が使っているからこういう使い方がありだということのもちょっとおかしい理屈だし、私はなじまないなと。だから、いっそのこと消していただいたほうが良いかなというふうに思います。

○大友委員 ですから、これは本当のことを言って、消すというか、これを消したという中で言えば、三者が一緒に連携しながらちゃんとここに定めたんだよということを一言つける形が良いのかなというふうに私は思いました。

○辻山座長 これ、前文だから……

○大友委員 「決意のもとに区民と」……

○辻山座長 あなたの案のやつをね。「区長、議会が連携し、ここに」……

○大友委員 「ここに自治の最高規範として制定します」ということで、それだけで。

○野尻委員 途中にまた主語を入れますと、初めの「私たちは」という主語がどこに行ってしまうのでしょうか。初めの出だしの「私たちは」の中にその三者も入ってくると思って「私たち」か

ら始まっていると思うんですけども。

- あざみ委員 区民、議会、行政云々というふうに書いてしまうと、せっかく「私たちは」という大きな意味での主語が私は何か狭まってしまうような気がするんですね。大友委員が言いたいことはすごくよくわかるんですけども、それは逐条解説を含めて、この条例をつくった経過というようなものがどこかに入れればいいんじゃないかなと。それは前文ではないんじゃないかなというふうに思うんですけども。

「私たち」という主語は、区民、議会、行政とぴっちり分かれているものじゃなくて、議会の私たちも区民なんです。そういう意味では、住民であり、働いている行政の人たちも働く者なわけですよ。だから区民なわけですよ。だから、何か区民、議会、行政と3つに分けられるのは私はちょっと議員としては嫌だなというか、もちろんこうやってつくるということはわかってはいるんですよ、という気がします。

- 久保委員 また話は戻るんですけども、「光りは新宿から」なんです。僕はあざみ委員みたいに簡単には落ち込まないんですね。やはり初めての世界大戦敗戦後の日本、その首都東京でやはり浮浪児だという言葉、そしてカタカナ語の4文字の言葉にあらわされるように、有楽町のガード下だとかああいう敗戦後の、悲しい、苦しい日本人が落ち込んだ現実があったんですね。その中から立ち上がって、這い上がって、そして復興の力を示したという言葉が、今言われているように、尾津組がとか、やみ市だとかなんて、具体的なことを考えていません。新宿区がその敗戦の悲劇の中から、苦しさの中から立ち上がったという象徴の言葉として「光りは新宿から」という言葉ができ上がったんで、歴史的な考証なんていう問題でないはずなのね。

そういう「光りは新宿から」という本当に新宿区だけが得た敗戦後の日本の復興の力、その言葉を何で歴史的な論証、考証に預けて、尾津組はとかやみ市だとか思わなきゃいけないの。僕はあくまでも「光りは新宿から」というのは復興の意義を示した言葉でしかないんだよというふうな思いで、何も消す必要はないと思っています。

- 辻山座長 どうぞ。

- 高野委員 この話をしていると、ずっとずっと続きます。

- 辻山座長 そうですよ、新宿区物語をやっているわけだからね。

- 高野委員 そうですよ。だけど、私たち、はっきり言って、今この明文と言っている「光りは新宿から」と、何かちょっと政治的なにおいがしてしょうがないんですよね。だから、何らかその辺のところがどうも自分としてはちょっと嫌だなという気持ちが実はあります。

ただし、この話は、ずっと議会のほうでまだまだお話ししなきゃいけない部分があるんじゃないかと。今この平場の部分でその部分を今お話ししていただく必要性はあるのかなというふうに考えます。

だから、これはまた3のほうに戻してもまた同じことになってずっとやるから、これは堂々めぐりになるので、やはり議会のほうである程度固めて、この話はどうするということを決めてください。じゃないと、またこれあと1時間やっていてもずっとこれは同じこととお話しされると。我々は本当の意味でそこに入っていけないんですよ。いい話とかいう部分はあるけれども、ちょっと生意気な言い方をしてすみません。

- 辻山座長 土屋さんはそれでいいですか、こっちにげたを預けて。

- 土屋委員 はい。

- 辻山座長 じゃ、議会の小委員会のほうで……ちょっと休憩しますか、それとも。これは本当にチーム3に預けても同じこと。

- 久保委員 もう時間が迫っている中で、議会で挙げておられても、本質はこの問題は、それぞれ議会の6人全員の話し合いで、何とか話し合っていけば何とか一致する性格のものではないんですよ。考え方の問題なんですよ、はっきり言って。だから、僕の場合は、違法性なんていう問題よりは、違う価値観を大事にしていこうじゃないかと。しかし、そうはいかないという、本当に

本質的な問題の違いだったら妥協なんかできないんですよ。だから、そのために時間をかけると言われても無理ですから、やめましょうということではかないですよ。（「外すということです」と呼ぶ者あり）そういうことです。

- 辻山座長 それが、失礼ですが、大人の判断だと私も思います。ということで、これは幕をしましょう。

そのほか、なければ送りますが、私から1つだけ。

一番最後の行に、「自治の最高規範」とあるんだけど、これはやはり「新宿区の」という限定をつけなければほかの自治体も怒るかもしれない、地方自治法みたいになっているぞというような感じがちょっとありますので、どうでしょうか、「新宿区の」というのを配慮していただけると。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）ええ。

では、そういうことで、前文についてはさまざまな意見が出ましたが、これをもってチーム3のほうへ渡すということにいたします。

ちなみに、チーム3には相当な権限を付与したいと思いますので、次に出されてきたものについては有無を言わせないぞという構えでひとつお願いいたします。

- 事務局 座長、まだ議題が数多くございますので、ここで10分休憩を入れてから再開を提案させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。（「10時ぐらいまでやる」と呼ぶ者あり）

- 辻山座長 やる気だな。
それでは、休憩いたします。

休憩 午後 8時55分

再開 午後 9時05分

- 辻山座長 それでは次は 区分1の4というのかな、区民の定義についてお願いいたします。
- 針谷委員 7ページでございますけれども、7月29日の検討連絡会議のときに……（「資料何から言って」と呼ぶ者あり）すみません、資料4の条例の素案検討シートの7ページ目になりまして、用語の定義のところですよ。
こちらは、素案に盛り込むべき事項としまして、「新宿区に住所を有する者、並びに新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう」ということでございます。7月29日の検討連絡会議でそのような議論がございまして、こういうふうを確認したということですので、きょうこういうふうにもう一度させていただきますということでございます。
- 辻山座長 ありがとうございます。
確かに前回こういう議論をしたなという気がいたします。よろしいでしょうか。どうぞ。

- 佐原委員 区民の定義について、先日は座長案として出していただいた「並びに」と「及び」なんです、実は懇談会を3カ所でやりましたときに、一番区民の間で議論というか問題点として出たのがこの区民の定義というところでありました。
やはり有する者に加えた者という、また先日いただきました、「並びに」また「及び」ということについて、やはり区民側としては非常にここに違和感を持っておりまして、当初、自民党の案として「住所を有する者を中心として」、または「核として」という案を出させていただいたんですが、区民の皆さんの意見はほとんどそういう意見だったと私は記憶しているんですが、やはり住所を有する区民を中心にしてやらなければだめなんだという、改めてそういう意見をいただいて、意を強くしてちょっと今発表させていただいているところですので、御議論いただきたい。

- 辻山座長 いってみれば、一番最初の案にもう一遍戻ることになりますね、議論としては。
- 佐原委員 ちょっとつけ足させていただければ、アンケート、それから区民討議会の報告書によっても、やはりこの区民の定義は住所を有する人が中心であるというふうな意見が出されており

ました。

- 辻山座長 私も資料等でわかっております。問題は、今の区民の程度がそれくらいだからそれに合わせようということなのか、市民主権という言葉を高らかに謳おうといった理念で貫いていくのかという、その分かれ道、そこの議論だと思うんですね。そこで腹を決めていただこうと思いますけれども、いかがですか、今の御提案については。

- 土屋委員 区民側でも、これは本当にかかなり長い時間をかけて議論してきたことで、最初、区民のそれぞれが、みんなやはり住民が中心だよと。住民をもっと主張しなければならないという意見もなかなかそこは譲れないところだということ所で議論してきました。

でも、いろいろ話をして、じゃこういうことはどうなのかとか、条例にしたときにどうなのかということで話し合いを進めて、こなれていったところで、区民の意見として併記すべきだという最終的な結論になりました。

ですから、今、説明会に来ている区民の方からは、住所を有する人、住民が中心である、住民だけでいいんじゃないかという意見もありましたけれども、それはいろいろやはり話し合いを重ねていくと区民側と同じ意見になるんじゃないかな、最終的にはそこで落ちつくんじゃないかなというふうに私は考えますので、区民の定義は新しく出てきた「住所を有する者、並びに」ということでいいと思います。

- 辻山座長 ほかに御意見ありますか。どうぞ。

- 大友委員 懇談会等でそういう形で出てはきているんですが、じゃ住民イコール区民というような形で考えるというよりは、住民投票という部分があるんですね。そのところで区民の中でも住民が、要するに区民に投票させるのかと。そうじゃなくて、住民投票だから住民投票という条例がある。ただ、そのところを懇談会のところでも余りお話しできなかったところもあった。そういう点での格差があるんじゃないかということはあると思うんですが、そういう点では、この定義でいいんじゃないかなというふうに考えております。

- 辻山座長 そのほか、どうぞ。

- 高野委員 今の話の中で、地域懇談会の中においては。お話を聞けたのは全部ではないんですが、その中で、住民という形の言葉が一つも出てきていないので、結局、住所を有する者というのが住民だという認識はお持ちでない方が多かったような気がします。だから、この後ろに「新宿区に住所を有する者（住民）」と書けというところがお一方いらっしゃったんですね。その話がまた同じところに来てまた同じ話をされているようなので、これは一つとしてカウントしたとしても、まず住民だろうというふうな言い方は、佐原委員が言われているように、それを軸という形じゃなくて、今回これで並びにという形をつくったわけですから、まず住所を有する住民ということがメインだよというところが見えてきているから、この言葉の使い方だけがちょっとわからないということでみんなが区民の定義に関してちょっと疑義を感じているんじゃないかなということが推察できたというふうに思いました。

- 辻山座長 なるほど。この資料の解説部分を見ても相当力点が置かれて、「まず」というのが置かれて、「住民（住所を有する者）」というふうな解説になっているわけで、この趣旨についてはここでわかるということになってはいますが、まさに条文としてこれでどうかという佐原委員からの提案ですので、ほかに御意見。

これは確かに、区民懇談会の受けとめ方にもよると思うんですよ。ここにもいろいろ出ていますけれども、回答用紙を見ると、回答された皆さんの区民委員とか区議会議員のを見てみると、すごい模範解答じゃないかみたいなのが結構多くて、これはどうなんでしょうか。この説明で納得してもらえなかったという感じがあったということですか。

- あざみ委員 納得いただけなかった方も私は多かったと思います。やはり住民だけが区民だろうという人たちは、それ以外の働いている、学んでいる人たちに対して、今の私たち住民と同じだけのサービスをするつもりなのか、同じような権利を与えるつもりなのか、それはおかしいじゃないかという御意見だったと思うんですね、ほとんどが。

だから、そうではないんですよと。逆に言えば、恩恵を与えるのではなく、それ以外の働いて

いる人、学んでいる人に仕事をしてもらおうというふうに私たちは思っているんですよということを、こういうふうにストレートじゃなくて、何か自治の担い手になっていただくためにとかというふうにちょっと私が婉曲に言い過ぎてわかりづらかったかなと。もっとストレートに言っちゃってもよかったのかなというふうに少し反省はしていますが、ストレートに言ったとしても、私も懇談会が終わった後にそういう方につかまってというか、その後にもちょっと話したりしてもなかなか伝わりにくい。やはり私たちもこれだけ3年間かけてやっとここまで来たというところがあるので、一、二時間ではなかなかわかりにくかったかなという感じはいたしました。

- 辻山座長 これは、そういう意味では経験上出てくるものでもないし、何かの決まりであるわけでもないの、言ってみれば、この場でも討議によってお互いが了解し合ってきた概念なので、そう簡単にはいかないんだという気はしますね。そのことを提案すること自体もまたここで議論になった学ぶ権利の一部だよみたいなへ理屈でしたね、ちょっと。というようなこともあって、どうでしょうか、佐原委員、この程度の強弱では。

- 根本委員 私は戸塚区民センター、高田馬場区民センターというのかな、担当だったんですけども、最後の最後に、高田馬場で20年間仕事をやっています、住んでいるのは大田区ですと。20人のうちの半分は新宿区に住んでいますけれども、半分には新宿区に住んでいない、勤めできています、その人たちは身も心も新宿区民ですと。これの定義を読んで、初めて新宿区が区民の定義を私たちまで入れてくれた、感動していますと、こういう話だったんですね。これは、あと何人かは住民が区民じゃないのという意見もあったんですけども、最後の最後にそういう意見を言われたんですよ。

区民討議会のアンケートというのは、考えてみればやはり住民が対象ですから、当然そういうことになるんだろうけれども、わずかですけども、その人たちがそういうふうに思ってくれたということが私は大変うれしかったんですよ。

だから、住民の皆さんにもぜひそういう意味でこの言葉をとっていただけないかなというふうにずっと思っているんですが、議会の中で今ここの定義は佐原さんが苦労しているように、何とか今みたいなことで落ちついてほしいなと思っているんですけども、例えば議会側の一番最初は、住民、用語の定義のところで、今思いつきですけども、高野さんの意見を聞いて思ったんですけども、用語の定義、1、住民、新宿区内に住所を有する者、2、区民、住民並びに云々かんぬんという文章にしたらもうちょっと私らの今の思いが伝わるのかなというふうに今思ったんですけども、これでもだめだというふうに、佐原委員がそう思っているわけでもなくて、背中にしてしているわけですよ。私の今の提案みたいなものは少し住民を評価したようになりませんか。用語の定義に、まず1、住民、新宿区内に住所を有する者、2、区民、住民並びに何々と、何かテクニクみたいですけども。

- 辻山座長 いやいや、これは東京23区の宿命ですよ、やはり。一般市では市民とあって、住所を有する者と書いて、2に市民ととやるわけですね。そこにこう広げていくというやり方をして、ある種2段階説をとっているところも結構出てきている。

ところが、ここの場合には、住民とやっておいて、次に区民となるから非常にわかりにくい。それだったらむしろ区民の定義のところで冒頭新宿区の住民並びに新宿区で働く者といったら全然別な世界になる。それで本当にいいですかというのはやはりある。

ここはどうなんですかね。私は下の解説を見て、解釈論で相当切り抜けていくことはできるんだろうと。

どうぞ。

- 久保委員 100人の人に区民ですかと聞いても意味がないんですよ。だから、新宿区だったら、あなたは新宿区民だと思いますかと言って、はいと言うのは住民しかいないんですよ。それ以外の人ははいとは言わないですよ。樋口さんにあなたは新宿区民だと思いますかと言ったら、私は杉並区民ですと言いますよ。それは住所のあるところをくっつけて区民と思っていることは事実ですよ。100人が100人新宿区区民と思っているのは住民でしかないですね。だけど、現在の流れの中で、こういう形でしか僕は落ちつける以外にはないんだと思う。

ただ、少なくとも解説書の中に、新宿区に住所を有する者は、住民税の納付義務を持ち、そして公職の人を選挙する権利を持つということを明記すべきだと思う、解説書の中に。それを書かなかったら、住居を有する人たちは絶対に許さないね。何で早稲田大学の学生とおれが同じ区民だと必ず言いますよ。そこで住民の権利、義務を明確に解説書に入れる以外にここはこの条文で

いく以外はない。しかし、ただしということを入れるべきだと僕は思います。それしか解決の道がないんじゃないでしょうか。

- 辻山座長 どうでしょうか。解説の裏のページの、「なお、住民と区民を別に取り扱う必要性について」のところでは、住民投票条例だけが触れられていますけれども、納税の義務、それから直接請求などさまざまな権利、公選法上の投票権というようなことがここで言う住民には特に認められている権利だというようなことを書くのかどうか。それで、それを書くことでこのままの文章でいったらどうかという提案ですけれども。
- 久保委員 特に、もうあれなんですけれども、少なくとも住所を有する人たちは、おれたちが行政の大半を歳入を受け持っている住民税の唯一おれたちが納税義務者なんだという、これだけは物すごい強烈に持っていて、これがほかの４種類とは明らかに違うんだと思っているんですよ。そうなんです、それは認めていますよ、この条例はということを解説書で示す以外に手はないんじゃないですか。
- 辻山座長 お気づきになりましたか。直接請求も選挙も国籍要件を入れなければ説明がつかないという大変難しい状況になっているんですね。そのことを乗り越えていく概念としてこの定義がつくられたはずなんだがということもこの過程ではあったのではないかとにらんでいたのですが、とりわけ、ただし、納税の義務は国籍は関係ありませんので、まさにそういう意味では住民というにふさわしい。
- 佐原委員 先ほど座長が区民のレベルに落とすのかというお話があったと思うんですが、やはりわかりやすい言葉で表現をしないと、区民に受け入れていただけない条例では何もならないと私は思うんですね。そうした場合、確かにこの自治基本条例に住所を有する者だけが主役じゃないということは十分わかってはいるんですけれども、やはり主役の人たちにあなたたちが主役ですよということをどこかであらわさない限りは、やはりこれは支持していただけないと思うんですよ。我々はここで何度も何度も議論していますから、ある程度理解はできますけれども、これを区民の人に見て理解してもらわねばなりませんから、その人たちが自分と人々が同じだということがやはり受け入れられることなのかなというのが僕はちょっと心配なことがあるんです。
そういう意味では、私はあなたが中心ですよという言葉でほかの人もちろんやってもらいますよ、お手伝いしてもらいますよという言葉で何とか結びつかないものかなというのが私の考えなんです。
- 辻山座長 なるほど。口はばったいようなんですけれども、先ほど、長い時間をかけて前文の議論をしてきて、そこでは「私たち」というのは分け隔てなく使ってきたわけですよ。自治の主役ですとかいって、それを本文の中でやると前文を全部打ち消してしまうことになる。
それともう一つは、今はやりの議論は、前文の精神をもって逐条を読んでいくという、そういうことから考えても、そこはちょっと齟齬、何となく最初にうたったのがきれいごととかいいうふうにならないかなという、その心配はあるんですよ。
そういう意味では、前文のところでもきっちりとそれは分けて、この新宿区を最後まで責任を負うのは住民たる人ですよという、しかし、多文化共生、集散の都市なんだから、その人たちも権利を一部認めようねというようなことを書くかどうかというようなことにちょっとかかわってきているなという気はするんですよ。前文との整合性をどうとるか。
- 久保委員僕はやはり中心であるというような文言を絶対に書くべきではないと思っています。あくまでも住所を有する人は住民税の納税義務を持ち、そして選挙権を持つということだけを解説の中で明確にすればいいんであって、住民が中心だということを書くべきではないんだと思いますけれども、あえて中心だというようなことは、あくまでもその他の、区民と言われる人たち全員でこの新宿区をつくっていくんだという意思表示をしているわけですから、中心だということ断るべきではない。ただ、明確にしておくことは、何度も言うように、住民税を負担してくれているのは皆さんであるし、住民であるし、選挙権を持っているのもあなたたちだけですよということだけは明確にしておけば、中心だという必要はないと思います。
- 辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 住民だけが区民だと、地域懇談会で非常に力説していらしたのは、やはり区民の権利との兼ね合いなんですね、先ほどあざみ委員がおっしゃったように。ですから、その辺をクリアすればわかっているという変なんですけども、区民の権利だけではなくて責務があるわけですね。まちをつくっているのは自分たちだけではないということも回答があったときにわかってくださっていますから、その責務というところは、ちょっとその辺はその方は避けて通っていらっしゃるかもしれないんですけども、やはり一緒に責務を負うということになるんですね、住民だけではなくて、区民を全部入れれば。

ですから、その辺も少し理解していただくような回答をして、それから、でき上がった後の説明会がございますので、そのときにも丁寧に説明して皆さんに区民の定義について説明するというので、あえていろいろ盛り込まないでよろしいような気がします。

この「並びに」というのだけでも最大限譲歩していますので、この「並びに」でも十分に住民とほかの方と少し意味合いを少し分けたというのはあらわれていると思いますので、この用語の定義、これだけで押さえていたので結構だと思います。

○辻山座長 どうでしょうか。どうぞ。

○大友委員 ちょっとわからないところがあるんですけども、住民税の納税義務者ということでお話があったんですけども、これ、子ども、就学している人というのは納税義務者にならないんですか、なるんですか。

○菅野委員 大分昔なんですけど、税務課におりまして、ちょっとあれですけども、年齢は関係ないですね。配当をお持ちの、極端に言っちゃいますとゼロ歳児の配当所得がおりになる方もいらっしゃるんですよ。年齢は関係ないです。

1点だけ、ちょっとあれなんですけども、事業所課税というのも実はございまして、住民税は均等割と所得割というのがあるんですけども、均等割というのは今多分変わっていないければ4,000円だと思うんですが、新宿区内に住所をお持ちじゃなくて、新宿区に事業者をお持ちの方には均等割分だけちょうだいしておりますので、その意味で言いますと、住民票のない方からも住民税をちょうだいしているのが1点ございまして、住民税のほうは、若干住民登録とイコールではなくて、実際の居所で住民税を払うという制度がございまして、住民登録のないところに実際にお住まいの方はその居所で住民税を払うというのもございます。

○辻山座長 なるほど。ということは、住民というのですばっといかないわけね。納税義務を負っていますよだけではだめだ、住民以外もあると。

○高野委員 先ほどから出ている納税ということに関しては、区民検討会議の中においてもこの辺の話が出てきて、これは当然だろうと。だから、あえて納税している人ということでそれは住民というふうな定義をつけるのはやめようということで、例えば会社がうまくいなくて納税していない人もいるわけですから、ただ、そういうことを考えていくと、それで決めつけるのはないだろうと。

今そこで、先ほど佐原委員から言われた住民と区民との分かれ道というか、はっきりさせるのはどこかといったら、区民検討会議においては、地域自治の部分で、区民が地域の特性と自主性を生かしという、「区民が」というところが、じゃこの自治は区民がやるのかと。住民はどうなんだということで、これは大もめになりまして、「住民の自治を尊重し」という言葉を入れないと納得してくれなかったんですね。これは何時間もかけてやったんですけども。その言葉がここに今、話をずらすわけじゃないんですが、その地域自治のところの一つでも入れてもらえるんだったら、一応今さっき佐原委員が言われた一つの流れとして理解してもらえる部分ではないかなというふうな気がして意見しました。

○辻山座長 どうぞ。

○山田委員 今まで随分長い間議論してきて、チーム1か2かでこういうふうな案を出してきたわけですね。これをこれ以上議論するというのはなかなか大変だし、その必要も、時間的な問題だけじゃなくて、私はないんじゃないかというふうに思います。住民もここで言う区民も、自治をつくるということではみんな共同の任務を持っているんだというふうに思うんですね。

ただ、税金を納めるとか住民投票の権限があるとかいう役割分担ということになりますと、そ

れはそれぞれ違うんであって、それはそれで当然だというふうに思うんです。

用語の定義としては、これをどうするかという議論をこれ以上続けても私はどうしようもないんじゃないかと思います。

○辻山座長　そういう意見が出ましたけれども、いかがですか。

○久保委員　何度も言うようですが、だから、でも顔を立てなきゃだめだという面があるんですよ、住民と思っている人たちに。顔を立てるのは、解説書でやればそれでいいじゃないですかということですよ。条例本文やなんかでそのことは一切触れないで、この原案どおりで「並びに」で、一応先頭にいるというだけにしておいて、あとは解説の中で載せられないんですかと。住民とその他の区民の違いというのはここにありますけれどもねという程度に載せることは不可能なんですかと。

○辻山座長　そういったことも含めて文言はこのままでいくということでもいいですか。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

佐原委員はどうですか。つまり、留保なしにしないと、また先へ延ばすわけにいかないんで、どうしても納得できなければ徹夜でやるということにいたしますけれども。そういう方向でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうことで、素案に盛り込むということにいたしますしょう。

それでは、次は住民投票について、これはどなたが。

○菅野委員　それでは、同じ資料の区分B 6の住民投票という、これは通ページになっていないんで、すみませんが、区分でめくっていただいて。

○辻山座長　チーム3の1ページね。

○菅野委員　はい。チーム3の1ページ目、すみません、お願いいたします。

区分B 6、住民投票というところをお願いいたします。後ろから5枚目でございます。お願いします。

1ページで、骨子案を今回盛り込むべき事項ということで直したということではなくて、実はチーム3のほうで検討した中で、発議権者及び投票権者について、内容の記載をするかしらないかということを議論をいたしまして、やはり載せるべきだという意見と、別条例でいいんじゃないかという話に分かれまして、引き続き検討ということになってございまして、これについても、恐縮なんですけど、この検討連絡会議で御議論いただければと思います。お願いいたします。

○辻山座長　そうですね。前回議論する予定だったのが時間切れになった項目でしたね。区民検討会議からの意見は、発議要件及び投票権者に関する事項を条例に盛り込むことということが要望として出ています。それは当然ですが、原案は資料の何とかにあると、先ほどのやつにね。（発言する者あり）それがわからない。（「資料5じゃないでしょうか」と呼ぶ者あり）資料5ですか。

○事務局　黄色の資料7のページで申し上げますと6ページをごらんください。そちらのほうにそれぞれ三者の原案が載っております。

○辻山座長　それでは、御意見を伺います。発議要件及び投票権者に関する事項を盛り込むことについて、反対といたしますか、その必要はないだろうという御意見の方、おられたら。

○根本委員　実は、きょう4時からこれについて集中的な議論をして臨む予定でしたが、議論ができませんでした。というのは、言っては何ですけども、（発言する者あり）そういうことなんです。1人忘れた方がいて、したがって、もう少し時間をいただきたいというのが正直なところなんです。

○辻山座長　なるほど。議会としてまとまった意見がないということですが、ここは検討連絡会議ですから、個人としても意見を述べることは十分あり得ますけれども、御意見があれば伺っておきますけれども。そこで言っちゃうと後で合意するのに邪魔になるというのはあるでしょうから、

言いにくいでしょうけれども。

逆に、区民の委員の方の間では意見はどうなんですか。大体そろっているんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そろっているんですか。というと、何か団体交渉みたいになっちゃっているわけで。行政としては何かあるんですか。

- 針谷委員 何か私だけ言うのも何ですけれども、とりあえず今の骨子案の状態でふぐあいといいますが、別に条例に定めるところでのふぐあいがないとするならば、発議権者をだれにするのかとか、国籍はどういうふうに扱うのかとか、何分の1にするのかというのは一応別の条例のところでも議論できるのではないかとということだけちょっと申し添えさせていただきます。

- 辻山座長 なるほど。

- 山田委員 骨子案では、発議者の数と発議権者が書いていませんけれども、チーム3でそれは書かないことにしようということがまとまったわけじゃないんですよね。要するに、検討課題で煮詰まっていけないということで、これは解説のどこかに前に書いてあったような気がするんだけど、書いてありますね、次のページに。だから、そういうことから、作業チーム3でもその問題についてはまとまったわけじゃないという、そういうことです。

- 辻山座長 なるほど。ただ、恐らく、僕が口出しするのも何ですけれども、憲法上にその権利を書くということは、どこまで奪われない権利なのかという、その奪われない点がはっきりしていないと、例えば発議があった場合には住民投票を実施するというんだけど、条例で決めておいて、これが結構ハードルの低い、何分の1とかでさっと来るので、やばくなって議会と長が結託してそれを引き上げるという、単項条例ですから、簡単に引き上げることができる。そうすると、住民投票の権利が制限される。これを自治体の憲法というときにふさわしいやり方かどうかというようなことは問われるという気はしているんですよ、ごく理屈の話ですけれども。

どこまで権利が保障されているのかということが明確でない憲法でいいのかなという気がしますが、いずれにしても結論が出ていないということですので、これ以上議論してもしょうがないのかな。区民の側からは何か説得の理屈でも浴びせかけるじゃない、投げかけますか。

- 大友委員 要するに、区民の定義に非常に熱心に御質問していただいた方について、住民投票を早くつくれというような御意見が同じ方から出てきたということだけは承知していただきたいと思います。

- 辻山座長 なるほど。どうぞ。

- 野尻座長 しっかりと権利が保障される条文として残していただきたいと思います。先ほどの座長のおっしゃられたことをそのまま議会のほうに申し上げたいと思います。しっかりと発議権者、投票権者を盛り込んで明記していただきたいと思います。

- 辻山座長 ちなみに、ちょっと伺っておきますけれども、議会のほうがなかなかそれに乗りにくいという事情というのは何でしょうか。

- 根本委員 私たちのほうの条例は、ごらんのように別条例に定めるということにして、発議権者だとか何とかについてはかえって議論していなかったんですね。ですから、区民の皆さんのほうから出てきて初めて議論になったということで、議論の時間が非常に少なかったということは今反省点としてはあるんですが、それが一つ。

それからもう一つは、発議権者6分の1というようなこと、例えば地域自治区についてもそうですけれども、10とかそういう数字までこの自治基本条例の中に短時間の間に入れ込むことができるのかどうか。もっと時間をかけてなぜ6分の1なのか、あるいは18歳なのかということの合理的な根拠が定まらない。こういうことですよ、意見は。

だから、私らも首長の解職請求は3分の1、その倍6分の1、これが根拠だというふうに言っているんですが、もっとどんな根拠なのかということなんかも含めてきちんともう一度教えていただければ我々もまた説得材料にはなっていると思うんですけどもね。

- 辻山座長 確かにそれはありますね。6分の1というのはどんな議論ですかね。大体つかみとい

うところが多いと思っでは見てきているんですけども。

- 高野委員 大分前に話したから忘れていた部分があります。当初10分の1という話もあって、これはちょっとぶつけてみようかという部分があって、6分の1にしたのは、一応自治体というか、その合併によるものに関しては6分の1であればいいだろうというふうな部分で考えると、その辺が一番妥当ではないかという数字をまず入れてきたと。

- 辻山座長 合併協議会の住民投票ね。

- 高野委員 はい。だから、そうすると、公に通っていることだから、これ以上の何分の1ということを書き込むことは余り必要ないのではないかということがまず一つ討議されました。

それとあと、18歳と20歳の話に関して、お互いに3回ほど6時間かけてこの辺の話をしました。そうすると、20歳という20歳の部分は、まだ公選法がまだ18歳になっていないからという形での理由しかないということが判明しましたので、18歳にする必要性はないというただそれだけの話で、じゃもう少し18歳というか、広げると何人ぐらいふえるのかとあって、当時は五千何百人かなんかふえるのではないかという数字が提示されました。

そうすると、18歳にするという手続が事務的に費用がかかるという話も考慮しながら、それだとだめなのかなと言いながら、最終的には、やはり18歳から働いている人もいるだろうし、そういう人たちに投票権を与えるということによってもうちょっと自治に関心が深まってくるのではないかとということで、討議の中には14歳からというのものもあるし、16歳もあったというふうな流れの経緯がありまして、それで最終的に、私たちは、区民会議は必ず合意形成しますので、みんながうんと言うまで変えませんので、一応みんなでわかったということで、18歳ということだけは絶対に入れようよということは、どうしてもそのもとにはやはり別の条例で定めるといったときに、その部分で本当にこの要件ぐらい入れておかないと違った形でつくられてしまうのではないかとというふうなちょっと不安があった部分は隠せない事実だというふうに考えています。概略そんなところだというふうに考えます。

- 辻山座長 ありがとうございます。

そういう考え方に基づいてということのようです。

ちなみに、6分の1というのは、地方自治法上の直接請求、議会の解散と議員、首長の解職請求のときに、人口40万以上の都市にあっては、40万を超える部分については6分の1というふうに3分の1の要件を半分に、楽にしているという数値にも使われているという事例はございます。

ということで、区民検討会議のほうのお考えも了解していただけたと思いますので、議会のほうでの真剣な議論をお願いしたいというふうに思います。

ということで、実は時間が来ました。何といっても、もう先ほど冷房もとまりましたし、ということで、答申にまでいかなかった場合にはどうするの、答申延期ということもあり得るかもしれませんが、最初に私、この自治基本条例の区民検討委員が選ばれてというか、決まったときに申し上げましたけれども、公共性というのは、他人の意見との折り合いをつけていくという点にあるんだよというような話をいたしました。そのことを目指して今日までやってまいりました。最後まで多数決はとりたくないと思っておりますので、御協力のほどをお願いをしておきます。

- 久保委員 大変大事なことを言い忘れました。僕もその点はそう思っではいるんですけども、やはり三者でやっていますから、どうしても、最初に座長が言われたように、やはり妥協するということがなかったらやはり公共性は成り立たないと思うんです。

ただし、個人で頑張るのはやはり絶対僕はだめだと思うんです。少なくとも三者を単位にして考えるべきで、その点では僕は今度の新宿区の自治基本条例の最大の中心は、新宿区民検討委員会の討議の結果出てきて、それがどうしてもこれだけは引けないんだというものがあつたら、はっきり言って、ここでそれをめぐって決裁をつけなかったから、いつまでたっても肝心なことが決まらない。秘密投票でもいいけれども、それはやるべきじゃない。堂々と手を挙げてやるべきだと思っています。

そして、その点については僕は区民検討委員会が出してきた案に最初は抵抗しましたがけれども、ハードルが軽いということは、絶対にこれはいけないとは思って主張してきたけれども、僕は最終的には区民検討委員会の案でいいと。それをやらなかったら新宿区の自治基本条例の心臓がなくなる、血が通わなくなる、これだけは何とかよそうよという思いで、はっきり言って、採決せざるを得なかったらやるべきだし、それでもあえてそういうことを区民検討委員会の皆さんは要

求めますかということを知りたいし、要求するというなら僕はやるべきだと思っていますよ。これだけは。

- 根本委員 きょう、4時から議論できなかったのは、久保さんが忘れたからなんです。（「そのことで僕の意見を否定したいという意味ですか」と呼ぶ者あり）そうです。今採決するかどうかは議論する必要はない。（「座長が案として出されたから僕は意見を述べたんです」と呼ぶ者あり）
- 山田委員 行政が出したのか、議会が出したのか、区民が出したらかという、そういうことじゃなくて、一番いい案を最大限三者で追求すればいいんですよ。区民が出したから、それに最終的に従うべきだというのは、それは例えば議会が出したから従うべきだという言葉と同じですけども、そういうやり方というのは私は反対です。要するに、徹底的に議論をして、場合によっては採決をとるということもあり得るかもしれないけれども、要するに今から採決をするかどうかは決める必要はないのであって、もっともっと徹底的に議論するという、そういうやり方でいいんじゃないですか。それで、最大限三者で一番いい案を見出せばいいわけで、そういう努力を今までしてきたわけですから。
- 久保委員 僕は今言われた山田委員の意見と同じです。今ここでやれという意味ではないんですよ。それだけ。
- 辻山座長 私もちろん最後まで採決をしないで玉砕する気はありませんので、非常手段としてはどこかでやらざるを得ないことが起きてくるだろうという気はしておりますけれども、それは極力というふうに思っておりますので、今日御参加されているインターンシップの学生さんに申し上げておきますけれども、何と前へいつまでも進まない議論をいつまでも堂々めぐりでやっているんだろうというふうにお聞きだと思いますが、多数決によらない民主主義というものを僕たちは今実験している。この実験はいかにコストが高くつくか、時間も、労力もということを学んでいただければ、多数決で決めるのが一番なんだという常識をどうやって僕たちは打ち破っていくのかということを知っているということだけちょっとお伝えしておきます。こんなに時間が遅くなったこともおわびしておきます。
- 事務局 当初、次回の検討連絡会議を24日に設定していたんですが、本日の議論を踏まえて、できれば追加してその間に1回開催日が設定できればというふうに考えておりますので、お諮りいただければと思います。
- 辻山座長 24日の前に。私、可能だわ。16日から20日まで夜は可能です。どうですか。ただしこれ、何かお盆とか何か、それこそそういう風土の感覚がなくなっているのはいかなんと思います。18日、19日とかというのは可能ですか。だめ。20日は。20日の夜は。（「だめです」と呼ぶ者あり）だめね。そうすると、前へ倒すべし。17日の夜は（「大丈夫です」「だめ」と呼ぶ者あり）だめ。だんだんお盆になっていく。16日の夜は。（「大丈夫です」「オーケーです」「みんなオーケーだ」と呼ぶ者あり）お盆休みだよ、これ。（その他発言する者多し）
- 事務局 16日前にチーム3の結論というのは出せますか。（「そこだよ」と呼ぶ者あり）
- 辻山座長 そうね。（「議会も出さなきゃいけないということ」と呼ぶ者）議会もやっていかなければなりません。かといって、23、24の連日で……そうか手直しは可能か。（「23日は区民検討会議なんで」と呼ぶ者あり）そう。じゃ出席者の一番少ない日を選ぶしかないということになりますので、いいですかね。チーム3は大丈夫。16はだめだったんだっけ。（「16日は全部いいんです」と呼ぶ者あり）いいのか。（「チーム3をその前にやってもらおう」と呼ぶ者あり）しかないね。じゃ16日で決めていいですか。（その他発言する者多し）20日からさかのぼっていたいて、その中で一番参加者の多い人数に設定していただけるとありがたいんですが。（「余裕がなさ過ぎる」「もう一回」と呼ぶ者あり）もう一回。20日だめな人。19日、2人、18日、3人、わかりました。
そうすると、どこだったか忘れた。19だったかな。（「16」と呼ぶ者あり）16だと検討チームとあれが間に合わないんじゃないかという心配をされておる。議会の小委員会は可能ですか。（「17に予定していたんですが、今18か19でしたよね。どっちかが2だったんだよね」「議会は

18のお昼にできないんですか」「違う、違う、今都合が悪い人が2のところがあったでしょう」「19が」「ここしかないよね。ここでやってもらうしかない」「でも2人はいいんですか」「大丈夫だよ、全権委任」と呼ぶ者あり）大友さんはどうですか。（「19、お任せします」「16だと無理なんですか」「準備が無理」「準備ができない、事務局のほうの」「事務局じゃないでしょう、作業チームと議会の」と呼ぶ者あり）作業チームと議会の側が決定していれば皆さん出られる。（「議会は16日のお昼」「それは無理」「16日は大丈夫なの、決定していれば」「決定していれば皆さん出られます」「全員出られる」「それを追求したほうがいいんじゃない」「彼もそっちのほうの委員なので……16日は」「じゃ19で」「小委員会も17日、ぎりぎりだよ。会派で集まってもらわなくちゃしょうがないんだよ。小委員会だけでやるわけにいかない」「19で」と呼ぶ者あり）19日で。

ということで、19日に続きをやってまとめるということにいたします。

きょう用意されているその他の議題は先送りということにいたします。

事務局からは何かありますか。きょうのまとめを先に。ちょっときょうのまとめは酷かもしれないけれども。

- 事務局 本日のまとめなんですが、区分ゼロの前文につきましては、3段落目については書きかえ、あと「私たちの新宿は」と主語が3回繰り返すことについてはこのままということと、あと夏目漱石等の固有名詞ですとか市民権、「私たち新宿区民は」を「私たちは」にするか、あるいは光ある新宿等の表現部分につきましては、本日の議論を踏まえましてチーム3へ申し送る。ただし、チーム3で検討してきた結果につきましては、それ相当の権限といいますか、権利を与えて次回検討するということです。

区分1の区民の定義につきましては、チーム1の提案どおり素案に盛り込むということで、あと、住民等の区別につきましては解説のほうで説明するなどの工夫をするということです。

以上です。

- 辻山座長 ありがとうございます。

- 事務局 それでは、本日の議論を踏まえて、検討チーム3のほうは日程設定をして、19日に前文について出せるようにしておいてください。

次回開催日ですが、19日、時間は同じ6時半からということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）会場はこちらでどうですか。本日と同じ第2委員会室で開催したいと思えます。それでは19日、次回開催いたしますので、よろしくお願いいたします。（「開催概要に野尻さんの名前が入っていない」と呼ぶ者あり）

- 事務局 本日お配りしました資料10の開催概要なんですが、区民検討会議の委員のところでは野尻委員の名前が落ちておりましたので、大変申しわけないんですが追記していただければと思います。大変申しわけございませんでした。

- 辻山座長 それでは、きょうはこれにて散会といたします。
どうもお疲れさまでした。

散会 午後10時03分